

防災県土整備企業常任委員会提出資料（県土整備部）

【企画総務担当】

- (1) 令和2年度県土整備部組織機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-1
- (2) 令和2年度県土整備部幹部職員名簿・・・・・・・・・・・・・・ 1-4
- (3) 令和2年度当初予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-9

【新型コロナウイルス感染症対策】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-1

【公共事業総合政策担当】

- (1) 第三次三重県建設産業活性化プラン・・・・・・・・・・・・・・ 3-1
- (2) 入札・契約制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-7
- (3) 総合評価方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-10
- (4) 公共事業評価制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-13

【工事検査担当】

- (1) 工事検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-1

【道路整備担当】

- (1) 幹線道路網（高規格幹線道路・直轄国道）の整備・・・・・・・・ 5-1
- (2) 県管理道路の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-5
- (3) 道路の維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-8
- (4) 交通安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-11

【流域整備担当】

- (1) 河川の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6-1
- (2) 砂防・ダム of 整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6-5
- (3) 港湾・海岸の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6-8

【都市政策担当】

- (1) 都市政策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7-1
- (2) 下水道の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7-5

【住まい政策担当】

- (1) 建築開発行政・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8-1
- (2) 住宅・建築物の耐震対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8-4
- (3) 住宅政策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8-6

令和2年5月26日
県土整備部

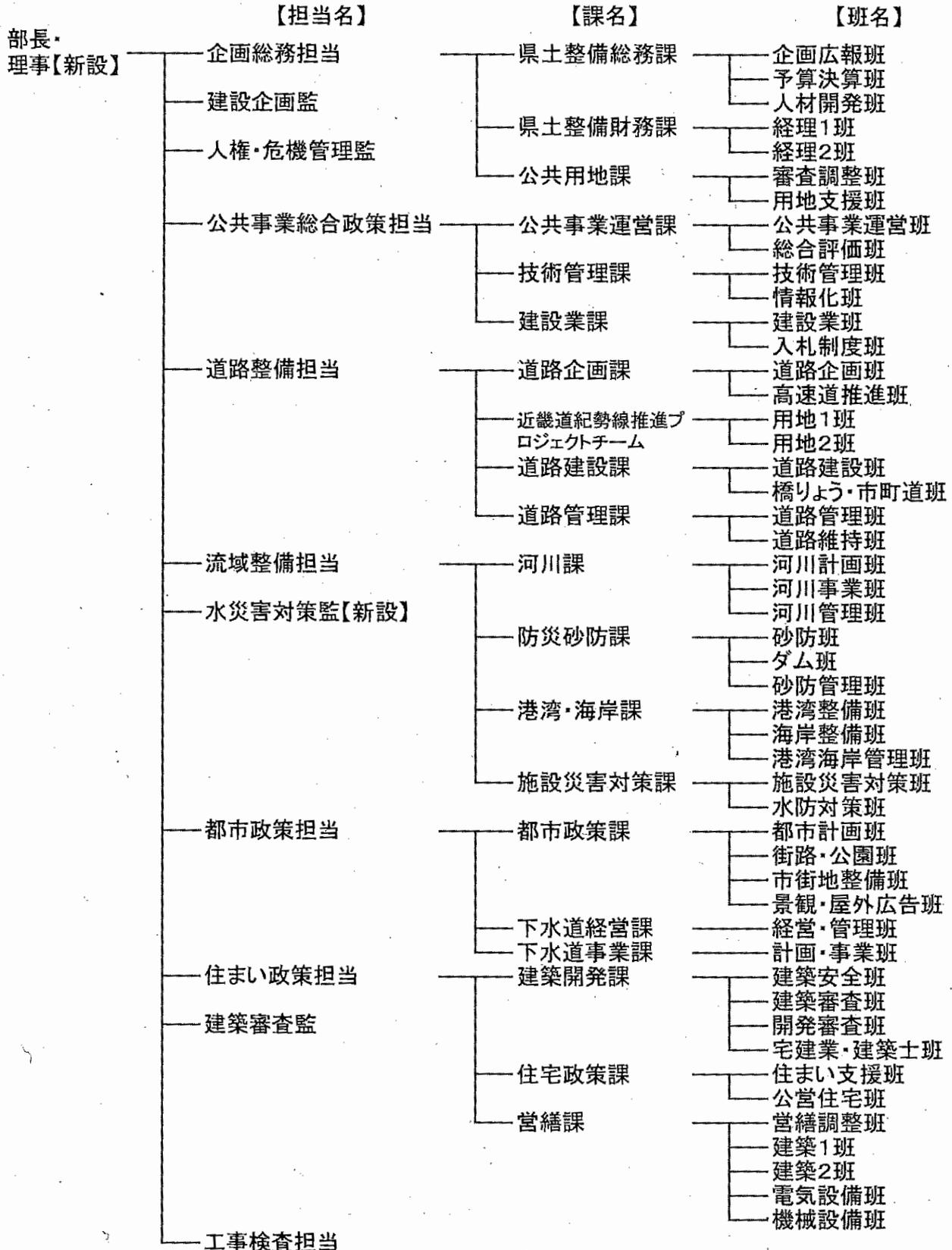
令和2年度県土整備部組織機構

1. 本庁

(1) 主な組織改正

- 理事の設置
部長級の「理事」を新設
- 水災害対策監の設置
課長級の「水災害対策監」を新設
- 市町連携総括監の廃止
次長級の「市町連携総括監」を廃止

(2) 組織



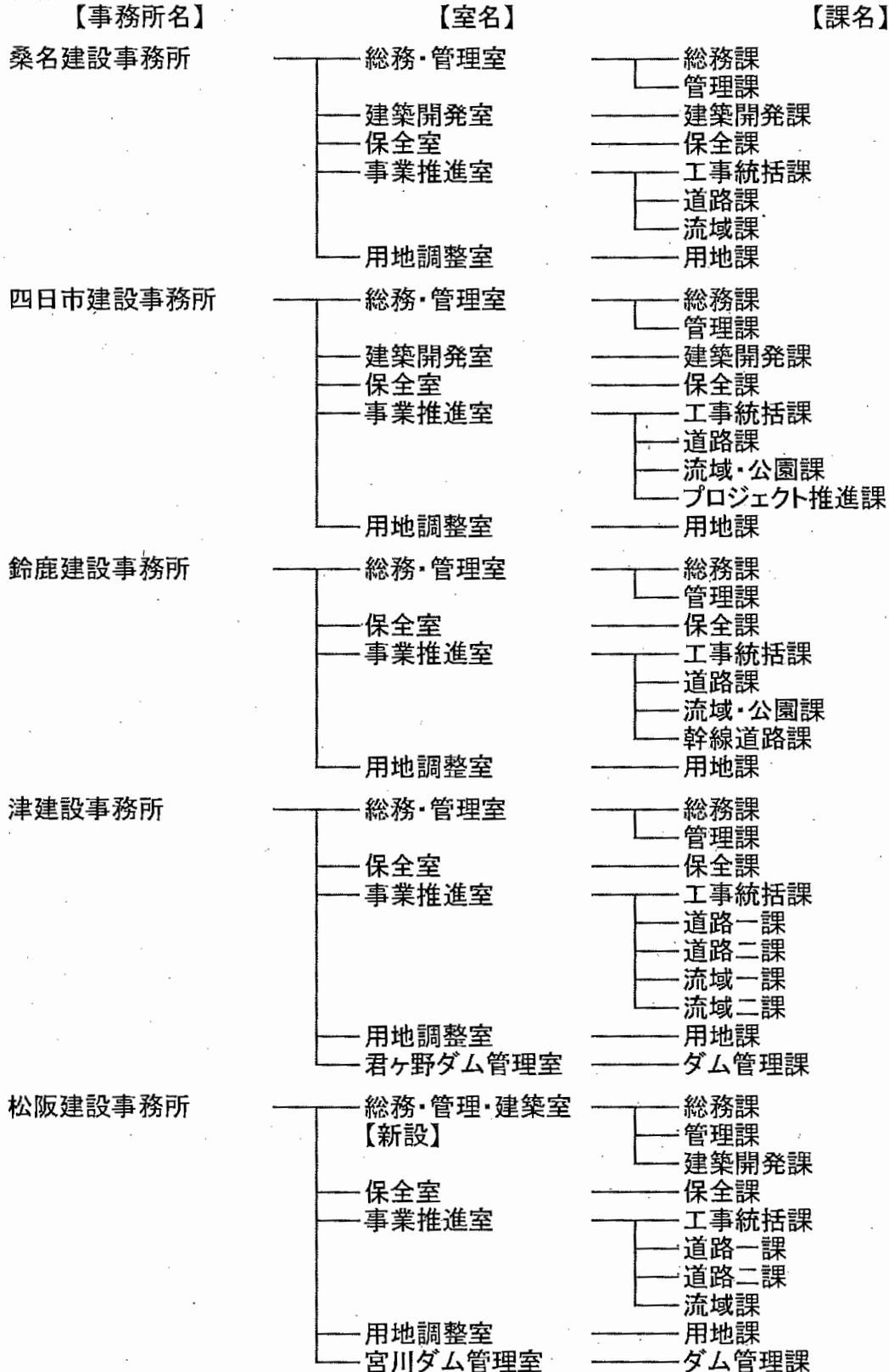
2. 地域機関

(1) 主な組織改正

○ 松阪建設事務所建築開発室の廃止

「建築開発室」を廃止し、「建築開発課」を総務・管理室に移管して「総務・管理・建築室」を設置

(2) 組織

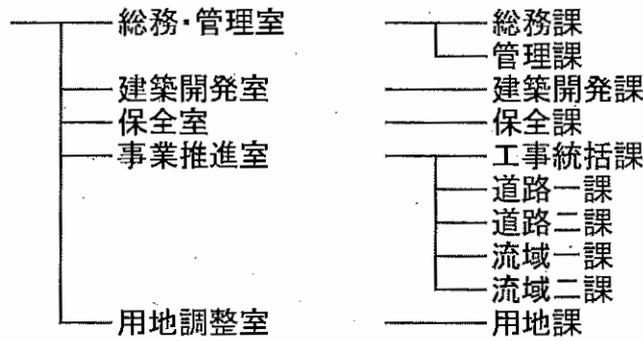


【事務所名】

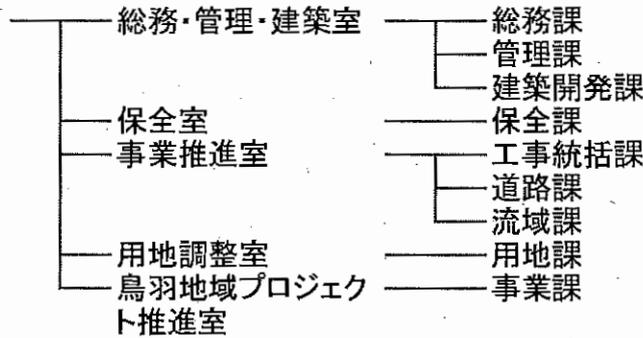
【室名】

【課名】

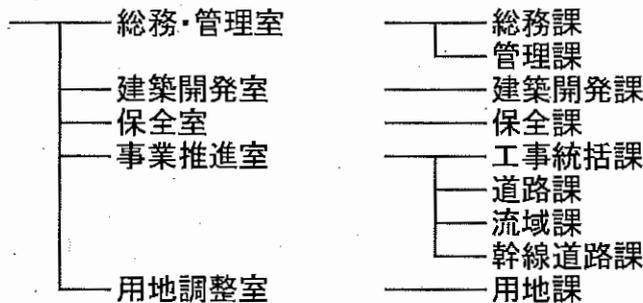
伊勢建設事務所



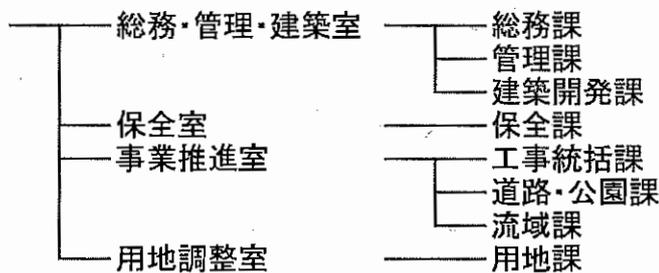
志摩建設事務所



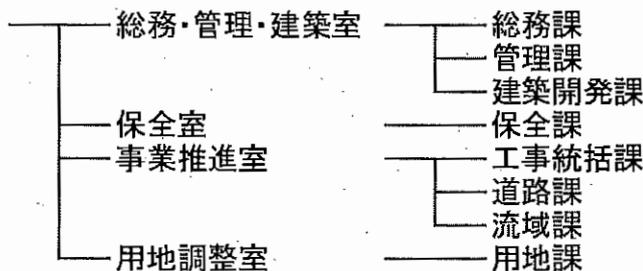
伊賀建設事務所



尾鷲建設事務所

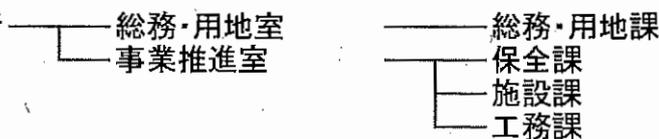


熊野建設事務所

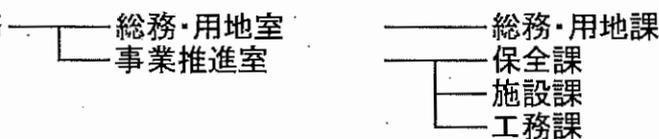


小計 10建設事務所

北勢流域下水道事務所



中南勢流域下水道事務所



小計 2流域下水道事務所

計 12事務所

令和2年度県土整備部幹部職員名簿（課長級以上）

令和2年4月1日現在

【本庁】

課名	職名	氏名	備考
	県土整備部長	水野 宏 治	
	県土整備部理事	真 弓 明 光	
	副部長 (企画総務担当)	小見山 幸 弘	
	副部長 (公共事業総合政策担当)	佐 竹 元 宏	
	次長 (道路整備担当)	関 泰 弘	
	次長 (流域整備担当)	西 澤 浩	
	次長 (都市政策担当)	向 井 孝 弘	
	次長 (住まい政策担当)	岡 村 佳 則	
県土整備総務課	課長	栴 屋 典 子	企画総務担当
県土整備財務課	課長	小 川 博 史	
公共用地課	課長	北 口 哲 士	
建設企画監		片 田 悟	
人権・危機管理監		小 野 明 子	
公共事業運営課	課長	結 城 健 治	公共事業総合政策 担当
	副課長兼班長	喜 多 啓 作	
技術管理課	課長	松 並 孝 明	
	副参事兼班長	川 部 克 彦	
建設業課	課長	宮 口 友 成	
道路企画課	課長	川 上 正 晃	道路整備担当
近畿道紀勢線推進プロジェクトチーム (熊野市駐在)	参事兼担当課長	竹 内 正 幸	
	副参事	檜 作 明 治	
	副参事	笹 尾 紀 仁	
道路建設課	課長	矢 野 英 樹	
道路管理課	課長	関 山 治 利	
	副課長兼班長	松 葉 剛	

課名	職名	氏名	備考
河川課	課長	友田 修 弘	流域整備担当
	副参事	角 谷 英 雄	
防災砂防課	課長	須 賀 真 司	
港湾・海岸課	課長	山 田 篤	
施設災害対策課	課長	長 瀬 功 起	
水災害対策監		角 田 保	
都市政策課	課長	藤 森 正 也	都市政策担当
	副課長兼班長	大 下 賢 一	
下水道経営課	課長	中 村 順 一	
	副参事	石 橋 弘 安	
下水道事業課	課長	久 保 拓 也	
建築開発課	課長	杉 野 健 司	
住宅政策課	課長	石 塚 孝 昭	
	副課長兼班長	今 西 亮 一	
営繕課	課長	吉 村 厚 哉	
	副参事兼班長	多 賀 雄 伸	
建築審査監		太 田 寿 弘	
工事検査総括監		山 田 秀 樹	工事検査担当
検査監		前 田 勉	
検査監		安 藤 亨	
検査監		樋 口 欽 久	
検査監		田 中 利 幸	
検査監		橋 本 直 也	
検査監		吉 田 博 和	

【地域機関】

事務所名	職名	氏名	備考
桑名建設事務所	所長	千種 藤 紀	
	副所長兼総務・管理室長	三 林 孝 人	
	副所長兼保全室長	岩 崎 彰	
	建築開発室長	中 根 大 宇	
	事業推進室長	小 菅 真 司	
	用地調整室長	種 村 和 春	
四日市建設事務所	所長	城 本 典 洋	
	副所長兼総務・管理室長	坂 口 和 弘	
	副所長兼保全室長	松 橋 陽一郎	
	建築開発室長	新 正 和	
	事業推進室長	佐 川 尚	
	用地調整室長	森 川 成	
鈴鹿建設事務所	技術管理監	浅 野 覚	
	所長	古 澤 忠 士	
	副所長兼総務・管理室長	伊 藤 晃 一	
	副所長兼保全室長	飯 田 充 孝	
	事業推進室長	高 柳 伸 浩	
津建設事務所	用地調整室長	田 堀 久 哉	
	所長	高 木 和 広	
	副所長兼総務・管理室長	山 口 敬 史	
	副所長兼保全室長	松 本 英 之	
	事業推進室長	作 田 敦	
	用地調整室長	森 河 武 彦	
	君ヶ野ダム管理室長	和 田 秀 樹	

事務所名	職名	氏名	備考
松阪建設事務所	所長	上村 告	
	副所長兼総務・管理・建築室長	奥野 雅弘	
	副所長兼保全室長	竹内 一樹	
	事業推進室長	森 茂也	
	用地調整室長	安井 雅臣	
	宮川ダム管理室長	石渡 充	
	技術管理監	長井 貴裕	
伊勢建設事務所	所長	梅川 幸彦	
	副所長兼総務・管理室長	長岡 敏	
	副所長兼保全室長	岡田 規生	
	建築開発室長	尾崎 幹明	
	事業推進室長	大川 義摩	
	用地調整室長	吉澤 晃	
	技術管理監	林田 充弘	
志摩建設事務所	所長	山口 尚茂	
	副所長兼総務・管理・建築室長	松井 定	
	副所長兼保全室長	東 幸伸	
	事業推進室長	河邊 努	
	用地調整室長	松本 成尊	
	鳥羽地域プロジェクト推進室長	西岡 欣也	
伊賀建設事務所	所長	森木 忠彦	
	副所長兼総務・管理室長	中世古 和則	
	副所長兼保全室長	富永 大介	
	建築開発室長	福田 浩之	
	事業推進室長	繁田 憲一	
	用地調整室長	仲川 義久	

事務所名	職名	氏名	備考
尾鷲建設事務所	所長	倉田正明	
	副所長兼総務・管理・建築室長	出口裕功	
	副所長兼保全室長	野呂守	
	事業推進室長	水谷覚	
	用地調整室長	谷出慎一	
熊野建設事務所	所長	大江浩	
	副所長兼総務・管理・建築室長	世古浩一	
	副所長兼保全室長	向井田亮	
	事業推進室長	若林信彦	
	用地調整室長	川瀬豪利	
北勢流域下水道事務所	所長	中野伸也	
	副所長兼総務・用地室長	杉谷吉彦	
	副所長兼事業推進室長	鳴川容治	
中南勢流域下水道事務所	所長	中平弘	
	副所長兼総務・用地室長	瀬古敦司	
	副所長兼事業推進室長	上田利彦	

令和2年度当初予算のポイント・主要事業

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

令和2年度は、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」がスタートするとともに、国と地方が一体となって進めている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（以下、「3か年緊急対策」）の最終年度にあたります。

令和元年は、台風第19号等により全国で甚大な被害が発生したほか、本県でも「記録的短時間大雨情報」が9回も発表されるなど、「いつ」「どこ」で大規模な自然災害が発生してもおかしくない状況が続いています。こうした頻発・激甚化する水害や土砂災害、近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模地震から県民の皆さんの生命と財産を守るため、「3か年緊急対策」も活用しながら、ソフト・ハードの両面から防災・減災、国土強靱化対策を強化していきます。

さらに、令和3年に開催される三重とこわか国体・三重とこわか大会等に向け、県内外からの集客・交流や地域の経済活動を支える道路整備を着実に推進します。

あわせて、通学児童や未就学児の安全確保に向けた道路施設の機能向上を図るため、引き続き危険箇所対策を実施するとともに、道路利用者が安全・安心・快適に利用できるよう道路施設の適切な維持管理を進めます。

そのほか、流域下水道事業が長期的に安定した運営を維持していくため、令和2年度から、地方公営企業法の財務規定等を適用しています。

2 主な重点項目

(1) 頻発・激甚化する水害・土砂災害に備える

○主体的な避難行動に資する取組

・洪水浸水想定区域図の作成

予算額 161,025千円 [河川課]

令和元年台風第19号によって洪水浸水想定区域図が作成されていない中小河川で浸水被害が多発したことをふまえ、中小河川の洪水浸水想定区域図の作成に取り組みます。

・(新)簡易型河川監視カメラの設置

予算額 51,375千円 [河川課]

洪水時の切迫感を伝え、住民の適切な避難行動を促すため、氾濫の危険性が高く人家や重要施設のある箇所等に新たに河川監視カメラを設置します。

・土砂災害警戒区域指定のための基礎調査

予算額 210,000千円 [防災砂防課]

土砂災害警戒区域の指定を進めるとともに、地形改変など再調査が必要となった箇所について2巡目の基礎調査を進めます。

○河川・土砂災害防止施設の整備

・河川の整備

予算額 4,670,313千円 [河川課]

(7,255,313千円 ※R元年度2月補正予算含みベース)

令和元年台風第19号による全国的な被害状況をふまえ、河川整備計画に基づく堤防・護岸の整備や橋梁の改築、ダム建設等を着実に進めるとともに、治水上の危険箇所対策として河道掘削や堤防補強等を進めます。

・土砂災害防止施設の整備

予算額 4,002,960千円 [防災砂防課]

(4,274,835千円 ※R元年度2月補正予算含みベース)

土石流等による災害から生命や財産を守るため、砂防えん堤や擁壁等の土砂災害防止施設の整備を進めます。

○河川・砂防えん堤堆積土砂の撤去

・河川堆積土砂の撤去

予算額 1,748,911千円 [河川課]

河川の流下能力を回復するため、堆積土砂の撤去および河川内の樹木の伐採を行います。実施にあたっては、関係市町と実施箇所の優先度を検討するなど連携して取り組みます。

・砂防えん堤堆積土砂の撤去

予算額 442,000千円 [防災砂防課]

砂防えん堤が十分機能を発揮するよう堆積土砂の撤去を行います。

(2) いつ発生してもおかしくない大規模地震に備える

○河川管理施設の地震・津波対策

予算額 904,576千円 [河川課]

地震・津波による被害を軽減するため、河口部の大型水門や河川堤防およびダムのゲート等の地震・津波対策を進めます。

○海岸保全施設の地震・津波・高潮対策

予算額 2,971,738千円 [港湾・海岸課]

(3,640,738千円 ※R元年度2月補正予算含みベース)

地震に対して必要な耐震性、越流する津波に対して必要な粘り強さ、高潮に対して必要な堤防高を確保するための一体的な施設整備を進めます。

○港湾施設の地震・老朽化対策

予算額 695,250千円 [港湾・海岸課]

(926,250千円 ※R元年度2月補正予算含みベース)

緊急輸送道路の機能を確保するため、臨港道路橋梁の地震対策を進めます。また、利用者の安全性や港湾の機能を確保するため、岸壁等の老朽化対策を進めます。

(3) 三重とこわか国体・三重とこわか大会等に向けた道路整備

○高規格幹線道路と直轄国道の整備促進

予算額 9,255,666千円 [道路企画課]

(11,359,666千円 ※R元年度2月補正予算含みベース)

令和3年に開催される三重とこわか国体・三重とこわか大会における会場へのアクセスルートとして期待される国道42号「熊野尾鷲道路(Ⅱ期)」の早期の整備促進を図るとともに、交通渋滞の解消や地域のさらなる安全・安心を支える基盤として高規格幹線道路および直轄国道の整備促進を図ります。

【主な路線】

東海環状自動車道、国道1号北勢バイパス、国道23号中勢バイパス、国道1号桑名東部拡幅(伊勢大橋架替)、鈴鹿四日市道路、熊野尾鷲道路(Ⅱ期)、熊野道路、紀宝熊野道路、新宮紀宝道路 等

○県管理道路の整備推進

予算額 10,050,134千円 [道路建設課]

(12,000,084千円 ※R元年度2月補正予算含みベース)

三重とこわか国体・三重とこわか大会の会場にアクセスする県管理道路の整備推進を図るとともに、道路ネットワークの形成や地域ニーズへの的確な対応に向けて道路整備を進めます。

【主な路線】

国道167号磯部バイパス、国道421号大安ICアクセス道路、国道477号菰野バイパス、国道368号伊賀名張拡幅、国道163号片田バイパス、県道北勢多度線、県道鈴鹿環状線磯山バイパス、県道六軒鎌田線、県道館町通線(御側橋)、県道大台宮川線(弥起井)、県道上野大山田線 等

【うち令和2年度供用予定】

国道368号伊賀名張拡幅(一部)、県道北勢多度線、県道六軒鎌田線、県道大台宮川線(弥起井)(一部) 等

(4) 道路利用者の安全と災害発生時の輸送機能の確保

○通学児童や未就学児の交通安全対策

予算額 2,496,436千円 [道路管理課]

(3,697,209千円 ※R元年度2月補正予算含みベース)

通学路交通安全プログラムに位置づけられた要対策箇所を優先して歩道等の整備を進めるとともに、未就学児を中心とした子どもたちの安全対策についても、対策が必要な危険箇所において速やかな整備を進めます。

○道路施設の適切な維持管理

予算額 10,606,773千円 [道路管理課]

(10,869,273千円 ※R元年度2月補正予算含みベース)

橋梁などの道路施設について計画的な点検、修繕を実施することにより適切な維持管理を進めます。また、剥離が進んだ区画線については、継続的に引き直しを実施することにより適切な維持管理を進めます。

○緊急輸送道路の電線類地中化

予算額 459,383千円 [都市政策課]

(479,716千円 ※R元年度2月補正予算含みベース)

電柱倒壊の危険性の高い市街地の緊急輸送道路の区間において、電線類の地中化を進めます。

○緊急輸送道路等の橋梁耐震化

予算額 7,352,324千円 [道路建設課]

災害発生時に災害対応を迅速かつ効率的に実施するため、緊急輸送道路等の橋梁耐震化を進めます。

令和2年度当初予算 会計別・事業別一覧表(県土整備部)

1 会計別総括表

(単位：千円)

区 分	令和元年度 当初予算 (6月補正含む) A		令和2年度 当初予算 B		対前年度比 B/A	
		国土強靱化分		国土強靱化分		
一 般 会 計	(95,458,642) 86,187,475	(23,753,703) 14,482,536	(99,732,654) 89,209,223	(12,408,584) 12,360,251	(104%) 104%	
特 別 会 計	港湾整備事業	190,118	-	169,816	-	89%
	流域下水道事業	(14,625,713) 14,529,613	(263,395) 167,295	-	-	皆減
	小 計	(14,815,831) 14,719,731	(263,395) 167,295	169,816	-	(1%) 1%
企 業 会 計 【流域下水道事業】	-	-	23,361,836	26,250	皆増	
合 計	(110,274,473) 100,907,206	(24,017,098) 14,649,831	(123,264,306) 112,740,875	(12,434,834) 12,386,501	(112%) 112%	

2 事業別総括表 (一般会計)

(単位：千円)

区 分	令和元年度 当初予算 (6月補正含む) A		令和2年度 当初予算 B		対前年度比 B/A	
		国土強靱化分		国土強靱化分		
公 共 事 業	国補公共事業	(42,635,815) 34,594,948	(19,965,513) 11,924,646	(40,080,696) 32,834,265	(9,823,694) 9,803,361	(94%) 95%
	直轄事業	(15,569,777) 14,339,477	(3,781,190) 2,550,890	(17,616,477) 14,339,477	(2,578,890) 2,550,890	(113%) 100%
	県単公共事業	14,857,383	-	17,379,157	-	117%
	小 計	(73,062,975) 63,791,808	(23,746,703) 14,475,536	(75,076,330) 64,552,899	(12,402,584) 12,354,251	(103%) 101%
	受託公共事業	717,163	-	558,202	-	78%
	災害復旧事業	6,860,592	-	7,096,810	-	103%
	計	(80,640,730) 71,369,563	(23,746,703) 14,475,536	(82,731,342) 72,207,911	(12,402,584) 12,354,251	(103%) 101%
そ の 他 事 業 (非公共事業)	14,817,912	7,000	17,001,312	6,000	115%	
合 計	(95,458,642) 86,187,475	(23,753,703) 14,482,536	(99,732,654) 89,209,223	(12,408,584) 12,360,251	(104%) 104%	

※ 令和元年度当初予算の各欄の()書きは、国の補正予算に係る平成30年度2月補正予算(国の内示額)を合算しています。

※ 令和2年度当初予算の各欄の()書きは、国の補正予算に係る令和元年度2月補正予算計上額を合算しています。

※ 国土強靱化分は、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策分を示しています。

※ 令和2年度から三重県流域下水道事業に企業会計を適用します。

※ 令和2年度当初予算の企業会計【流域下水道事業】欄は、収益的支出および資本的支出の合計を示しています。

3 主な事業別明細表（一般会計）

（単位：千円）

区	分	令和元年度 当初予算 (6月補正含む) A		令和2年度 当初予算 B		対前年度比 B/A
			国土強靱化分		国土強靱化分	
国 補 公 共 事 業	道 路 事 業	(26,977,046) 20,887,045	(13,728,616) 7,638,615	(23,108,744) 20,115,187	(6,423,093) 6,402,760	(86%) 96%
	河川砂防事業	(9,204,263) 7,857,363	(4,306,000) 2,959,100	(10,383,948) 7,527,073		(113%) 96%
	港湾海岸事業	(3,351,852) 3,089,852	(1,028,682) 766,682	(3,977,988) 3,077,988		(119%) 100%
	都市計画事業	(2,847,570) 2,505,604	(902,215) 560,249	(2,354,932) 1,858,933		(83%) 74%
	住 宅 事 業	255,084	-	255,084	-	100%
	計	(42,635,815) 34,594,948	(19,965,513) 11,924,646	(40,080,696) 32,834,265	(9,823,694) 9,803,361	(94%) 95%
直 轄 事 業	道 路 事 業	(9,440,166) 9,097,666	(492,000) 149,500	(11,201,666) 9,097,666		(119%) 100%
	河川砂防事業	(5,340,757) 4,636,657	(2,955,490) 2,251,390	(5,596,657) 4,636,657		(105%) 100%
	港 湾 事 業	(702,514) 532,514	(320,000) 150,000	(729,514) 532,514		(104%) 100%
	公 園 事 業	(86,340) 72,640	(13,700) -	(88,640) 72,640		(103%) 100%
	計	(15,569,777) 14,339,477	(3,781,190) 2,550,890	(17,616,477) 14,339,477	(2,578,890) 2,550,890	(113%) 100%
県 単 公 共 事 業	建 設	4,654,022	-	5,050,946	-	109%
	維 持	9,847,987	-	11,955,090	-	121%
	調 査 等	355,374	-	373,121	-	105%
	計	14,857,383	-	17,379,157	-	117%
合 計		(73,062,975) 63,791,808	(23,746,703) 14,475,536	(75,076,330) 64,552,899	(12,402,584) 12,354,251	(103%) 101%

4 企業会計（流域下水道事業）の概要

（単位：千円）

	令和元年度 当初予算 (6月補正含む)	令和2年度 当初予算
収益的収入 (7)	-	14,414,520
収益的支出 (イ)	-	14,335,096
収益的収支差 (7)-(イ)	-	79,424
資本的収入 (ウ)	-	8,316,837
資本的支出 (エ)	-	9,026,740
うち、建設改良費	-	6,025,667
うち、国土強靱化分	-	26,250
資本的収支差 (ウ)-(エ)	-	△ 709,903

※ 令和元年度当初予算の各欄の（ ）書きは、国の補正予算に係る平成30年度2月補正予算（国の内示額）を合算しています。

※ 令和2年度当初予算の各欄の（ ）書きは、国の補正予算に係る令和元年度2月補正予算計上額を合算しています。

※ 国土強靱化分は、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策分を示しています。

※ 令和2年度から三重県流域下水道事業に企業会計を適用します。

新型コロナウイルス感染症にかかる県土整備部の対応状況について

県土整備部

1. 工事等の執行

【方針】 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(政府：新型コロナウイルス感染症対策本部決定)で公共工事の継続性が求められていることから、感染症拡大防止対策を徹底しつつ、景気の下支えのため公共工事の早期執行を図る。また、受注者から工事等の一時中止などの申出があった場合は適切な措置を行う。

(1) 既契約の工事・業務

受注者からの希望がある場合、「受注者の責めに帰すことができないもの」として、工期見直し、請負代金額の変更、工事等の一時中止等の措置を講じる
→工事3件（/約690件）、業務6件（/約450件）の一時中止
（県土整備部、2/28～5/20の累計）

(2) 公告中または今後公告予定の工事・業務

感染拡大防止に万全を期す観点から、総合評価方式のヒアリングを設定しない取組を実施（3/6～）

(3) 建設現場等における感染症拡大防止対策

建設現場における「三つの密」の回避等に向けた取組のチェックリストを作成し、各発注機関に現場における感染症拡大防止対策の徹底を指示（4/28）

2. 管理施設等の対応

(1) 港湾・海岸・ダム

レジャー目的で県外から人が訪れる可能性があるため、県土整備部が所管している駐車場の全箇所閉鎖を実施

➤ 港湾・海岸（4/23～16箇所）

➤ 宮川ダム（4/23～5/10）、君ヶ野ダム（4/24～5/14）、滝川ダム（4/24～5/10）

※ 一部の海岸で潮干狩り客等が多く訪れることが想定されたため、4月28日から一部海岸の管理用道路も閉鎖

※ 港湾・海岸については、地元利用の要望を踏まえ河芸地区海岸のみ5月8日に駐車場閉鎖を解除



【駐車場閉鎖状況（津松阪港海岸）】



【駐車場閉鎖状況（君ヶ野ダム）】

(2) 県営都市公園

① 一部施設（テニスコート・野球場、キャンプ場等）の閉鎖

- 北勢中央公園、鈴鹿青少年の森、亀山サンシャインパーク（4/15～5/19）
大仏山公園（4/11～5/19）

熊野灘臨海公園：片上池地区（4/29～5/19）、城ノ浜地区（4/15～継続中）、
三浦・道瀬地区（4/25～継続中）、大白地区（4/15～5/19）

※熊野灘臨海公園の城ノ浜地区および三浦・道瀬地区については、県外からの釣り客が多く、紀北町から閉鎖継続の要請があったため閉鎖を継続中

② 複合遊具の使用禁止

- 北勢中央公園、鈴鹿青少年の森、亀山サンシャインパーク、大仏山公園、熊野灘臨海公園（4/25～5/19）



【閉鎖状況（熊野灘臨海公園 大白地区）】



【複合遊具の使用禁止状況（亀山サンシャインパーク）】

(3) 下水道

一般開放している浄化センター駐車場について地元と調整して全箇所閉鎖を実施

- 北部浄化センター、松阪浄化センター、宮川浄化センター（4/24～継続中）

3. 各種支援

(1) 占用料等の徴収猶予

道路・河川・港湾・海岸等の占用料等について、占用者等から申し出があった場合、納期限日から最長6か月の徴収猶予を実施(4/17～)

《県土整備部所管占用料等徴収猶予実績》

令和2年4月30日時点

	件数	金額（円）	猶予の対象
道路	6	3,950,380	広告看板、上空通路、電力線
河川	4	42,880	宅地、電力線
海岸	11	3,149,835	休憩所、埋設管
港湾	6	2,829,256	栈橋、野積み場
合計	27	9,972,351	

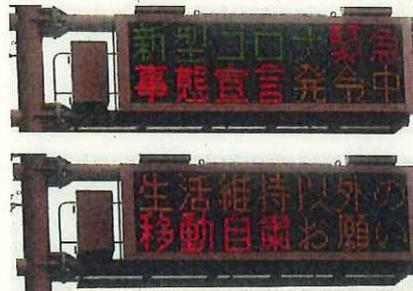
(2) 県営住宅の家賃減免等

新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方を対象に、県営住宅において一時的な入居受入や家賃の減免を実施(4/1～)

4. 広報

(1) 道路情報板等による呼びかけ

国・県・NEXCO中日本の道路情報板149箇所にて、不要不急の外出自粛を呼びかけ
(国：4/20～60箇所、県：4/21～71箇所、NEXCO中日本：4/20～18箇所)



【道路情報板による、不要不急の外出自粛の呼びかけ状況（県道伊勢磯部線）】

※5月7日以降は、県境をまたぐ移動自粛を呼びかけ

※5月15日以降は、県境をまたぐ移動を控えるよう呼びかけ

また、NEXCO中日本に対し、県内の高速道路の休憩施設におけるデジタル広報装置による呼びかけを依頼（4/28）

(2) ポスター掲示による呼びかけ

県内18箇所の道の駅に府県をまたぐ移動の自粛を呼びかけるポスター掲示（4/28～）



【道の駅での移動自粛を呼びかけるポスター掲示状況（道の駅「美杉」）】

※5月7日以降は、府県をまたぐ移動自粛のこれまで以上の徹底を呼びかけるポスターを掲示

※5月15日以降は、県境をまたぐ移動を控えるよう呼びかけかけるポスターおよび感染防止対策の徹底を呼びかけるポスターを掲示

感染防止対策実施中

新型コロナウイルス感染防止のための
取組を行っています。
ご理解・ご協力をお願いします。

- 「三つの『密』」（密集・密接・密閉）の回避
- 人と人との距離の確保
- マスクの着用
- 手洗いなど手指衛生 など


STOP
コロナ

みなさん一人ひとりが「新しい生活様式」を実践していただき、感染防止対策を徹底しましょう。


三重県

【感染防止対策の徹底を呼びかけるポスター】

(3) 道路パトロール車等による呼びかけ

建設事務所の道路パトロール車等最大20台を使って移動自粛を毎日呼びかけ（4/27～）

※5月7日以降は、県外からの訪問遠慮等を毎日呼びかけ（～5/14）

また、県内の国道事務所に対し、音声データを提供し、道路パトロールにおける音声アナウンスによる呼びかけを依頼（4/28）

第三次三重県建設産業活性化プラン

1 概要

地域の建設業は、県民生活に必要不可欠な社会資本の整備・維持修繕はもとより、地域の安全・安心や雇用の確保など、重要な役割を担っています。

しかしながら、就業者の高齢化、若年就業者の減少が進行しており建設企業の経営環境は厳しい状況となっています。新三重県建設産業活性化プラン（以下「前活性化プラン」という。）の取組により、売上高経常利益率の向上など一定の成果はありましたが、将来の担い手を確保し、建設業が社会資本の整備・維持修繕や災害対応などの役割を今後も果たすためには、引き続き取組を進める必要があります。

このため、令和2年3月に策定した「第三次三重県建設産業活性化プラン」（以下「第三次活性化プラン」という。）により建設業の活性化に取り組めます。

なお、第三次活性化プランは、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」の期間とあわせて、令和5年度までとしています。

2 取組方向

建設業の活性化のためには、将来にわたり地域の建設業の担い手を確保していくことが重要な課題ととらえ、働き方改革の視点を踏まえて、前活性化プランに引き続き入札・契約制度の改善を中心に取組を進めます。

また、発注者間の連携を強化するために設置した中部ブロック発注者協議会三重県部会において、第三次活性化プランの趣旨を市町へ周知し、協働して取組を進めていきます。

3 令和2年度の主な取組

(1) 取組1 担い手確保や労働環境改善の取組

建設業の最優先課題である担い手確保や長時間労働の是正、労働者の処遇改善などの労働環境改善の取組を進めます。

【主な施策】

- ① 若手入職者確保・育成（定着）の支援
 - ・ 建設企業と教育機関との連携の支援
 - ・ 建設業の魅力発信の支援
- ② 長時間労働の是正と労働環境改善
 - ・ 週休二日制工事の拡大
 - ・ 適正な下請契約の促進

(2) 取組2 生産性向上への取組

担い手不足を補い、建設業を持続可能とするため、情報通信技術の活用等による生産性向上の取組を進めます。

【主な施策】

- ① 生産性の向上
 - ・ 施工時期の平準化
- ② 建設現場での情報通信技術の活用
 - ・ ICT活用工事の推進

(3) 取組3 技術の承継や新技術の活用に向けた取組

社会資本の整備や維持修繕の担い手として期待される役割が将来にわたり果たされるよう、技術や技能の承継や新技術の活用に向けた取組を進めます。

【主な施策】

- ① 若手技術者の登用の促進
 - ・ 入札契約制度の改善
- ② 新技術（情報通信技術等）の活用
 - ・ ICT活用工事の推進【再掲】

(4) 取組4 地域維持や災害対応への体制強化の取組

維持修繕業務や災害時の緊急対応など、地域の安全・安心を確保する体制強化の取組を進めます。

【主な施策】

- ① 地域維持への体制強化
 - ・ 地域維持型業務委託・工事の改善
- ② 災害対応への体制強化
 - ・ 複数の建設企業による災害対応訓練への支援

(5) 取組5 適正な利潤の確保や安定経営への取組

建設業が将来にわたり存続できるよう、適正な利潤の確保や安定経営に向けた取組を進めます。

【主な施策】

- ① 適正な利潤の確保
 - ・ ダンピング受注の防止
 - ・ 適正な予定価格の設定と適切な設計変更
- ② 計画的な入札参加の促進
 - ・ 発注見通しの改善
- ③ 受注機会の確保
 - ・ 入札契約制度の改善

第三次三重県建設産業活性化プラン 概要版

1 策定の趣旨

地域の建設業は、県民生活に必要な社会資本の整備・維持修繕はもとより、地域の安全・安心や雇用の確保など、重要な役割を担っています。

しかしながら、就業者の高齢化、若年就業者の減少が進行しており建設企業の経営環境は厳しい状況となっています。将来の担い手を確保し、建設業が社会資本の整備・維持修繕や災害対応などの役割を今後も果たすために、第三次三重県建設産業活性化プランを策定し、建設業の活性化に取り組みます。

2 将来ビジョン

「技術力を持ち地域に貢献できる建設業」 ～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～

3 取組方向

建設業の活性化のためには、将来にわたり地域の建設業の担い手を確保していくことが重要な課題ととらえ、働き方改革の視点をふまえて、新三重県建設産業活性化プラン（以下前活性化プランという。）に引き続き入札・契約制度の改善を中心に取組を進めます。

4 計画期間

令和2年度～令和5年度

5 建設業に期待する役割

(1) 社会資本の整備と維持修繕を担う建設業

建設業は、県民生活に必要な社会資本の整備や、高度経済成長期に整備され、老朽化が進む社会資本を適切に維持し、品質・機能を確保する役割が期待されています。



一般国道477号四日市湯の山道路改築事業
(菟野町)



宇治山田港海岸整備事業
(伊勢市)



道路の除雪作業
(いなべ市)

(2) 地域の安全・安心を担う建設業

建設業は、頻発・激甚化する水害・土砂災害や南海トラフ地震の発生が危惧される中で発災後の迅速な復旧・復興作業や、家畜伝染病の発生時における防疫作業など、地域の安全・安心を確保する役割が期待されています。



平成29年10月 台風第21号 国道166号 土砂崩落 緊急対応状況
(松阪市)



令和元年7月 CSF緊急対応状況
(いなべ市)

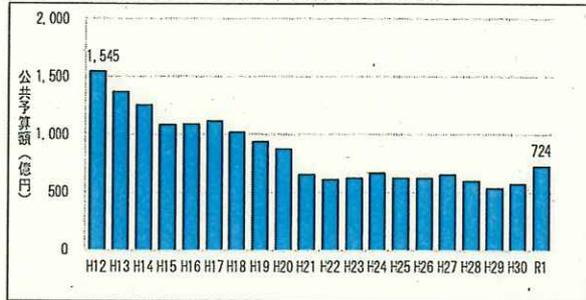
(3) 地域の雇用を担う建設業

建設業は、地域の主要な産業として、雇用を確保し経済活動を支えるという重要な役割が期待されています。

6 建設業をとりまく現状

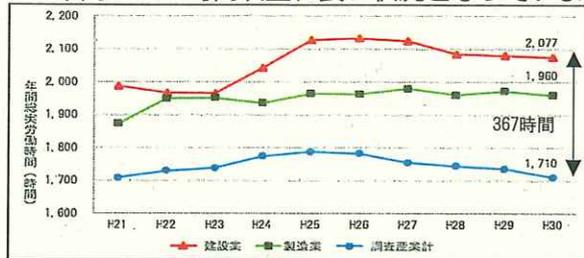
1. 公共予算額

三重県の公共予算額は、平成12年度の1545億円と比べると半減しています。



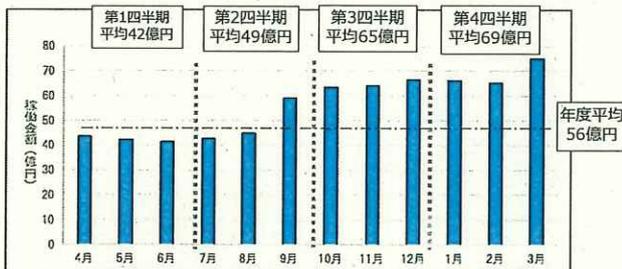
3. 労働時間

県内建設業の年間総実労働時間は、全産業平均と比較して年間300時間以上、長い状況となっています。



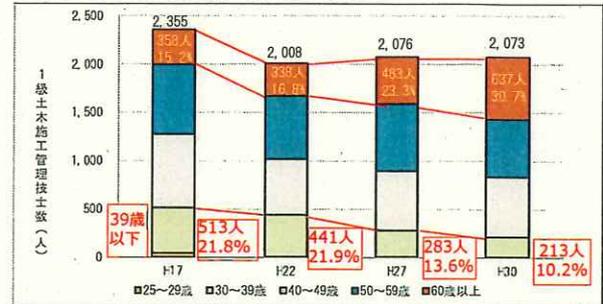
5. 月額稼働金額状況

上半期は少なく、下半期は多い状況となっています。



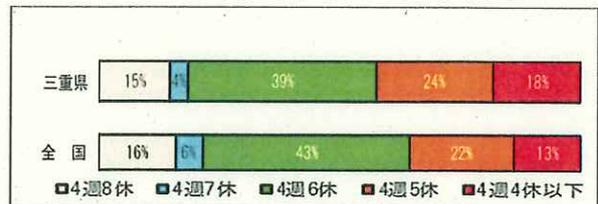
2. 1級土木施工管理技士数

39歳以下が占める割合が、平成30年度では10.2%まで低下しています。



4. 休日の状況

三重県発注工事において、4週8休となっているのは15%で週休二日が進んでいません。



6. 売上高経常利益率

産業全体と比べると依然低い値となっています。



7 建設業の課題

(1) 現状を踏まえた課題

- ・ 県内の建設企業の多くは、公共工事に依存しており、地域維持や災害対応を担う企業の存続のため公共工事の安定的な確保が必要。
- ・ 就業者数が減少する中、それを補うべき若年入職者の数は不十分となっており、担い手の確保が必要。
- ・ 長時間労働の是正や、週休二日の確保が必要。
- ・ 売上高経常利益率は、産業全体に比べて低い値となっており、経営状況は厳しく、利潤の確保が必要。

(2) 新・担い手3法への対応 <品確法における発注者の責務>

- ・ 働き方改革の推進 (適正な工期設定、施工時期の平準化、適切な設計変更)
- ・ 生産性の向上への取組 (情報通信技術の活用等による生産性向上)
- ・ 災害時の緊急対応強化 (緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択、災害協定の締結など)

8 前活性化プランの検証

- ・ 若手技術者の登用を促進するため、技術者の工事实績を評価しない工事などを試行しましたが、熟練技術者が優先して配置されたことから取組が進みませんでした。
- ・ 地域維持型業務の拡大 (道路除草業務を追加) により維持修繕工事に占める地域維持型JVの施工率が上昇し、地域の建設企業による包括的な維持修繕の促進に効果がありました。
- ・ 最低制限価格の上限撤廃などにより、落札率や売上高経常利益率が上昇し、適正な利潤の確保に一定の効果がありました。

9 取組目標と取組施策

「建設業の現状を踏まえた課題」、「新・担い手3法への対応」、「前活性化プランの検証」を踏まえ、5つの取組方針により建設業の活性化を進めます。

取組1 担い手確保や労働環境改善の取組

建設業の最優先課題である担い手確保や長時間労働の是正、労働者の処遇改善などの労働環境改善の取組を進めます。

目標項目	現状値	目標値			
	H30	R2	R3	R4	R5
週休二日制工事(4週8休)達成率	21%	40%	50%	60%	70%
週休二日制工事(4週8休)達成率 = 4週8休を達成した工事件数 / 月二回土日完全週休二日制工事件数					

①若手入職者確保・育成(定着)の支援

1.建設企業と教育機関との連携の支援	・産学官で構成する「三重県建設産業担い手確保・育成協議会」を活用し、教育機関との連携によるインターンシップや出前講座(実習授業の充実)などを支援。
2.入札契約制度の改善	・総合評価方式において、担い手確保、育成に取り組む建設企業の評価を検討。
3.建設業の魅力発信の支援	・小中学生や保護者等を対象とした現場見学会などを開催。 ・建設企業の女性技術者と女子学生との交流会を開催。

②長時間労働の是正と労働環境改善

1.週休二日制工事の拡大	・月二回土日完全週休二日制工事を段階的に拡大。 ・月二回土日完全週休二日制工事において、4週8休を達成した工事を工事成績で評価。 ・市町発注工事での週休二日制工事の促進を要請。
2.適正な下請契約の促進	・適正な下請契約(適切な工期の確保、標準見積書の活用など)を促進。 ・建設キャリアアップシステム [※] の建設現場での活用を促進。 ・技能労働者の賃金の実態(工事全体に占める労務費など)を調査。

※ 技能者の現場における就業履歴や保有資格などを、技能者に配布するICカードを通じ、業界統一のルールでシステムに蓄積することにより、技能者の処遇の改善や技能の研鑽を図ることを目指すシステム。

取組2 生産性向上への取組

担い手不足を補い、建設業を持続可能とするため、情報通信技術の活用等による生産性向上の取組を進めます。

目標項目	現状値	目標値			
	H30	R2	R3	R4	R5
公共事業の平準化率	75.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
公共事業の平準化率(稼働金額) = 年度の4～6月期の平均稼働金額 / 年度の平均稼働金額					

①生産性の向上

1.施工時期の平準化	・施工時期の平準化の取組「さしすせそ」 [※] を推進。 ・市町発注工事の施工時期の平準化の取組を要請。 ・現場技術者の効率的な配置を促すため、配置予定技術者の要件を緩和。
2.書類の簡素化等	・契約、工事関係書類の簡素化を推進。

※ (さ) 債務負担行為の活用 (し) 柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用) (す) 速やかな繰越手続き (せ) 積算の前倒し (そ) 早期執行のための目標設定(執行率の設定、発注見通しの公表)

②建設現場での情報通信技術の活用

1.ICT活用工事の推進	・ICT活用工事(土工)の定着に向け、受発注者向けの研修会を開催。 ・ICT活用工事を土工以外の他工種に拡大。 ・ICT施工に係る積算の適正化。 ・ICT活用工事の実施状況をふまえ、総合評価方式においてICT活用工事の評価を検討。
2.BIM/CIM [※] の導入に向けた検討	・国土交通省の取組状況などを調査し、BIM/CIMの導入に向けて検討。

※ 計画・調査・設計段階から3次元モデルを導入し、その後の施工、維持管理の各段階においても情報を充実させながらこれを活用すること。

取組3 技術の承継や新技術の活用に向けた取組

社会資本の整備や維持修繕の担い手として期待される役割が将来にわたり果たされるよう、技術や技能の承継や新技術の活用に向けた取組を進めます。

目標項目	現状値	目標値			
	H30	R2	R3	R4	R5
若手技術者の登用率	12.3%	14%	15%	16%	17%
若手技術者の登用率 = 若手技術者配置工事件数 / 県発注工事件数 (土木一式)					

①若手技術者の登用の促進

1.入札契約制度の改善	・若手技術者の登用を促すため入札契約制度を改善（インセンティブを付与）。 ・若手技術者部門の創設など、優良工事表彰制度を見直し。
2.建設キャリアアップシステムの活用	・建設キャリアアップシステムの建設現場での活用を促進します。【再掲】

②新技術（情報通信技術等）の活用

1.ICT活用工事の推進【再掲】	・ICT活用工事（土工）の定着に向け、受発注者向けの研修会を開催。 ・ICT活用工事を土工以外の他工種に拡大。 ・ICT施工に係る積算の適正化。 ・ICT活用工事の実施状況をふまえ、総合評価方式においてICT活用工事の評価を検討。
2.BIM/CIMの導入に向けた検討【再掲】	・国土交通省の取組状況などを調査し、BIM/CIMの導入に向けて検討。

取組4 地域維持や災害対応への体制強化の取組

維持修繕業務や災害時の緊急対応など、地域の安全・安心を確保する体制強化の取組を進めます。

目標項目	現状値	目標値			
	H30	R2	R3	R4	R5
地域維持型共同企業体の施工率	68%	73%	75%	78%	80%
地域維持型共同企業体の施工率 = 地域維持型業務委託の契約額 / 全維持修繕契約額					

①地域維持への体制強化

1.地域維持型業務委託・工事の改善	・地域の維持管理を担う建設企業の体制強化のために、地域維持型業務委託・工事の課題を検証し改善。
-------------------	---

②災害対応への体制強化

1.建設企業の災害対応力の維持・向上	・建設企業の事業継続計画（BCP）策定を促進。
2.複数の建設企業による災害対応訓練への支援	・複数の建設企業による組織的な災害対応訓練等を支援。

取組5 適正な利潤の確保や安定経営への取組

建設業が将来にわたり存続できるよう、適正な利潤の確保や安定経営に向けた取組を進めます。

目標項目	現状値	目標値			
	H30	R2	R3	R4	R5
売上高経常利益率	3.9%	4.1%	4.2%	4.3%	4.4%
売上高経常利益率 = 県内建設企業（売上高1億円以上）の売上高経常利益率の平均値					

①適正な利潤の確保

1.ダンピング受注の防止	・低入札価格調査制度等を適切に運用（調査基準価格の改正など）。 ・市町へ改正品確法に基づくダンピング受注の防止（適切な低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定など）を要請。 ・予定価格の事後公表を検証し拡大を検討。
2.適正な予定価格の設定と適切な設計変更	・適正な利潤を確保することができるよう、労務費や建設資材などの設計単価を早期に改訂し、適正な予定価格の設定をするとともに、適切な設計変更を実施。 ・市町へ改正品確法に基づく適正な予定価格や工期の設定、適切な設計変更などを要請。

②計画的な入札参加の促進

1.発注見通しの改善	・公共工事発注見通しの公表時期と記載内容を改善。
------------	--------------------------

③受注機会の確保

1.入札契約制度の改善	・総合評価方式の一括審査方式、価格競争方式の一抜け方式により受注機会を確保。 ・建設事務所管内の建設企業のみを対象とする特定建設共同企業体制度について導入を検討。 ・入札契約制度について、総合評価方式の見直しも含め、状況変化に応じた入札制度の改善と適切な運用。
-------------	--

入札・契約制度

1 現状

公正性、透明性を確保しつつ、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）の基本理念である「現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手中長期的な育成・確保等」を実現するため、入札・契約制度の適正な運用・改善に取り組んでいます。

(1) 入札・契約方式

建設工事の入札・契約方式は以下のとおりです。

入札・契約方式		適用
一般競争入札	一般競争入札	WTO対象工事(※)
	条件付き一般競争入札	建設工事の入札全般
指名競争入札		測量・設計等業務委託 など
随意契約		緊急を要する工事 など

※ WTO対象工事とは、世界貿易機関政府調達協定に基づき設計金額が1,500万SDR(23億円)以上の工事をいう。

(2) 予定価格

三重県会計規則に基づき、契約金額の上限基準となる予定価格を設定しています。

(3) 落札者の決定方式

① 価格競争方式

予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする方式です。

② 総合評価方式

価格と品質の両方を評価することにより、総合的に優れた者を落札者とする方式です。

(4) 最低制限価格制度

契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めるときに基準となる価格（最低制限価格）を設定し、これに満たない価格で入札した者を失格とする制度です。建設工事では、価格競争方式の案件に適用しています。

(5) 低入札価格調査制度

契約の内容に適合した履行を確保するため、基準となる価格（調査基準価格）に満たない価格で入札した者に対し、その価格によって契約を履行できるか否かを調査し落札者を決定する制度です。建設工事では、総合評価方式の案件に適用しています。

(6) 三重県建設工事等入札参加資格

本県が発注する建設工事の入札に参加するためには、以下の①～③を満たす必要があります。

- ① 建設業法第3条に基づく建設業の許可を受けていること
- ② 同法第27条の23に基づく経営事項審査を受けていること
- ③ 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていること

(7) 三重県建設工事発注標準【表-1】【図-1】

本県では、「建設工事」のうち、以下の6業種について格付けを行っています。

土木一式工事	A～C	建築一式工事	A～C	電気工事	A、B
管工事	A、B	舗装工事	A、B	造園工事	A、B

格付けは、経営事項評価点数・技術等評価点数を加算した総合点および1級技術者数からなる格付基準により行っています。

格付けに応じて、発注する工事の設計金額の入札に参加できる基準を「三重県建設工事発注標準」として定めています。

(8) 資格（指名）停止措置

三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録された者が、法律に違反するなどの行為により、契約の相手方として不適当であると認めた場合、期間を定めて入札に参加させない措置を行います。

2 取組方針

品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」及び「第三次三重県建設産業活性化プラン」に基づき入札・契約制度の適正な運用・改善に取り組んでいきます。

3 令和2年度の主な取組

(1) 入札・契約制度の適正な運用

各種制度の周知徹底、入札等監視委員会の審議・確認など入札・契約制度の適正な運用を行います。

(2) 予定価格の事後公表

適切な見積りを行わずに入札に参加する建設企業の排除とくじ引きの抑制対策として、予定価格の事後公表を引き続き試行します。

表一 1 三重県建設工事発注標準

[土木一式工事]

区分	設計金額	格付基準
A	3,000 万円以上	① 総合点 840 点以上 ② 1 級技術者 5 名以上 (うち 3 名の公共工事の主任技術者の実績)
B	2,000 万円以上 7,000 万円未満	① 総合点 760 点以上 ② 1 級技術者 2 名以上 (うち 1 名の公共工事の主任技術者の実績)
C	2,500 万円未満	上記以外のもの

総合点＝経営事項評価点数＋技術等評価点数

※技術等評価点数＝①工事成績による点数

－②資格（指名）停止期間による点数

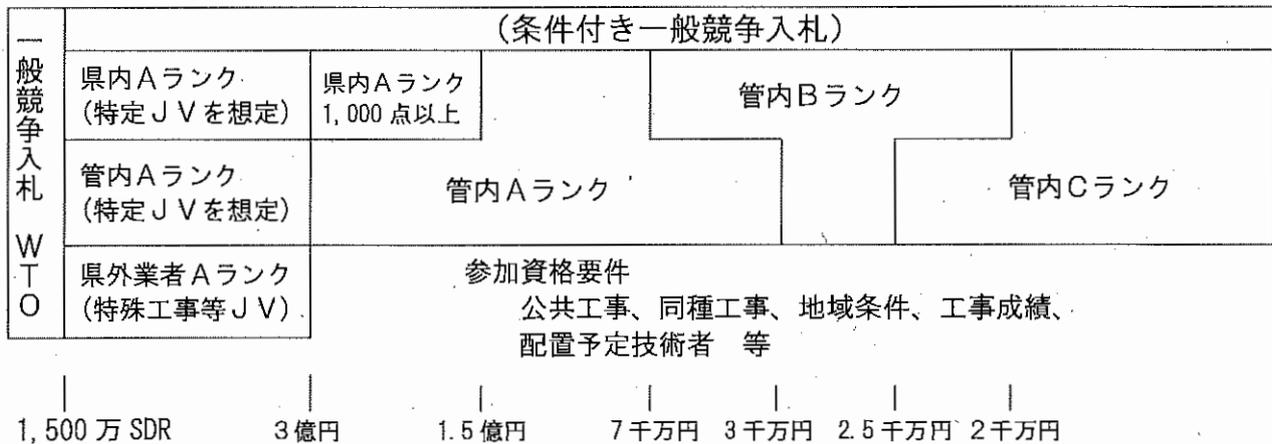
＋③環境マネジメントシステム導入による点数

＋④品質管理マネジメントシステム導入による点数

＋⑤契約後 VE 制度提案採用件数による点数

図一 1 発注方法

[土木一式工事]



総合評価方式

1 概要

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）において、公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取組として総合評価方式の適用を掲げています。

三重県では、品確法の趣旨を踏まえ平成19年度から総合評価方式を導入しています。

(1) 総合評価方式の対象

【建設工事】

- ① 土木一式工事：5千万円以上
- ② 建築一式工事：1億円以上
- ③ 舗装・橋梁上部工・法面処理工・海洋土木工事：3千万円以上
- ④ 上記①から③に該当しない工事：7千万円以上

また、平成30年度からは、土木一式工事の一部で、3千万円から5千万円を対象とした特別簡易型総合評価方式を試行。

【測量業務】

- ① 1千万円以上のすべての業務
- ② 5百万円以上で、難度の高い業務

【設計業務】

- ① 3百万円以上で、概略・予備・基本設計などの業務
- ② 5百万円以上で、業務区分が標準的な業務、高度な業務、難度の高い業務の設計業務

<令和元年度実績>

- ・建設工事：全発注件数約1,200件のうち443件で総合評価を実施
- ・測量・設計業務：全発注件数約700件のうち141件で総合評価を実施

(2) 建設工事における総合評価方式の型式

- ① 簡易型（予定価格12億円未満）
- ② 標準型（予定価格12億円以上）
- ③ 高度技術提案型（標準型のうち、高度な技術提案を必要とするもの）

(3) 建設工事における落札者の決定方法

総合評価方式では、入札価格と各評価項目の評価に応じた加算点により評価値を算定し、評価値の最も高い者を落札者としています。

<建設工事における評価値の算出式>

$$\text{評価値} = \frac{(\text{標準点} + \text{加算点})}{\text{入札価格}}$$

標準点 (100点)
加算点：簡易型 (10~25点)
加算点：標準型 (35点)

(4) 建設工事における評価項目の配点内訳

土木一式工事（簡易型B）における評価項目の標準の配点は、次の表のとおりです。

	配点	全体に占める割合 (%)	主な評価対象実績
地域精通度・貢献度	37	17	本店所在地、災害協定の訓練実績等
社会貢献度	15	7	男女共同参画活動実績、障がい者雇用実績等
企業の技術力等	58	27	企業の工事实績、工事成績等
技術者の能力	25	12	配置予定技術者の工事实績、CPD実績(*)等
技術提案等	80	37	技術提案、ヒアリング
換算前加算点満点	215	100	
加算点満点	20		換算前加算点(215点)を加算点(20点)に換算

(*) CPD：技術者の継続教育

2 取組方針

「品確法」及び「第三次三重県建設産業活性化プラン」に基づき、引き続き総合評価方式の改善を図りながら適用していきます。

3 令和2年度の主な取組

入札参加者や学識者の意見も聞きながら、公平性・透明性の確保ができるよう、状況の変化に応じた制度の改善に取り組んでいきます。

土木一式工事における総合評価方式 令和2年度 標準案

【令和2年6月1日以降 標準案】

		簡易型B 技術提案 1テーマ						
大項目	中項目	小項目	簡易型B 標準的な配点 (案)		評価基準・配点等の設定の考え方			
企 業 の 能 力 等	地域精通度 ・貢献度	地域精通度	本店等所在地	10	15	・県との災害協定で、協定締結後5年以上の継続した伝達訓練を行っている団体との協定:9点 ・県及び県以外との災害協定:3点 ・5項目(「次世代」、「男女共同※1」、「障がい者」、「ISO14001(M-EMS)」「人権に関する取組実績」)を実績等項目数により評価 (5項目:10点、4項目:9点、3項目:8点、2項目:7点1項目:5点、左記以外:0点) ・企業が自ら選んだ三重県の直近過去3年度及び当該年度の入札公告日までに通知(工事成績認定書)した工事成績点を評価 (90点以上:20点、75点~90点未満:(申告工事成績点-75)+5、75点未満:5点) 申告された評定点のうち、次のいずれかに該当する場合は、それぞれの評定点から補正します。 平成28年9月30日以前に完成検査を行った評定点 平成28年9月30日以前に部分完成(出来高)検査にて採点を行い、平成28年10月1日以降に完成検査を行った評定点 ・国交省中部地方整備局又は国交省近畿地方整備局が前年度公表している最新の工事成績評定平均点を評価 ・上記三重県の工事成績点及び国交省が公表している工事成績評定平均点がない場合は、入札公告日時点の建設工事等入札参加資格者名簿の総合点を評価 (970点以上:5点、840点~970点未満:(総合点-840)/(970-840)×5、840点未満:0点) ・受注工事高をベースとした評価 (5千万円未満:10点、5千万円から1億5千万円未満:10-(受注工事高-5千万円)×10/1億円、1億5千万円以上:0点) ・予定価格8千万円未満の場合は評価 ・設定時の標準配点:5点		
			施工箇所地域における工事実績	5				
		地域貢献度	雨水対策元請実績	5				
			小規模業務委託元請実績	5				
			公共施設美化活動実績	3				
			災害協定の評価	9				
	社会貢献度	社会貢献度	次世代育成支援活動実績	10	10			
			男女共同参画活動実績					
			障がい者雇用実績					
			環境マネジメントシステムの認証 (ISO14001、M-EMS)					
			人権に関する取組実績					
	県内企業による施工	5	5					
	企業の技術力等	工事実績	評価対象工事の実績	20	48			
工事成績			申告工事成績点又は総合点	20				
品質マネジメント		品質マネジメントシステムの認証 (ISO9000S)	3					
労働安全衛生管理		労働安全衛生マネジメントシステムの認証	5					
受注工事高		1級技術者1人あたりの公共機関等発注の契約額2千5百万円以上の土木一式工事の契約済額	10	10				
技術者の能力	技術者の能力	配置予定技術者の工事実績	主任(監理)技術者又は現場代理人としての工事実績	20	25			
		配置予定技術者の資格保有状況	技術士・1級土木施工管理技士・1級建設機械工技士・国土交通大臣が建設業法第15条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者の資格	5				
		配置予定技術者の継続学習制度(CPD)	継続学習制度の単位取得状況	5				
技術提案等	技術提案	発注者が指定するテーマ・項目について施工上留意すべき課題と対策	60	80	80	・1テーマあたり3項目 ・提案を求める項目内容を全て明示 ・項目毎配点を項目の重要度等に応じて設定し明示 ・項目毎に5段階評価 ・請求に応じ項目毎の結果(点数)を通知		
	ヒアリング	ヒアリング	配置予定技術者の工事監理能力の確認等				20	・5段階評価
			(標準点 100点) + 加算点 20点換算	215				
			換算 20.00 点	(※換算時、小数3位切り捨て)				

公共事業評価制度

1 概要

公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保し、事業を適正に実施するため、事前評価・再評価・事後評価の各評価システムを一体的に機能させた評価サイクルを構築しています。

(1) 事前評価

「公共事業事前評価システム」により、効率的・効果的な社会資本整備の実現を図るために、事業実施前に公共事業の必要性とその効果について客観的な評価を行い、公共事業の実施を決定したプロセスの透明化を図っています。

(2) 再評価

「公共事業再評価システム」により、事業着手後一定期間を経過した事業等を対象に、事業継続の適否を評価しています。評価の妥当性については、三重県公共事業評価審査委員会に諮り、委員会の答申を踏まえ、事業継続の適否を決定しています。

(3) 事後評価

「公共事業事後評価システム」により、事業完了後一定期間を経過した事業を対象に、事業の効果や周辺環境への影響等を確認し、評価しています。評価の妥当性については、三重県公共事業評価審査委員会に諮り、委員会の答申を踏まえ、今後実施する事業の計画または実施中の事業への反映に努めています。

2 取組方針

引き続き、公共事業の公正性及び透明性確保のため、事業評価を実施します。

3 令和2年度の主な取組

(1) 事前評価

令和3年度の事業実施予定箇所について、事前評価を実施します。

(2) 再評価

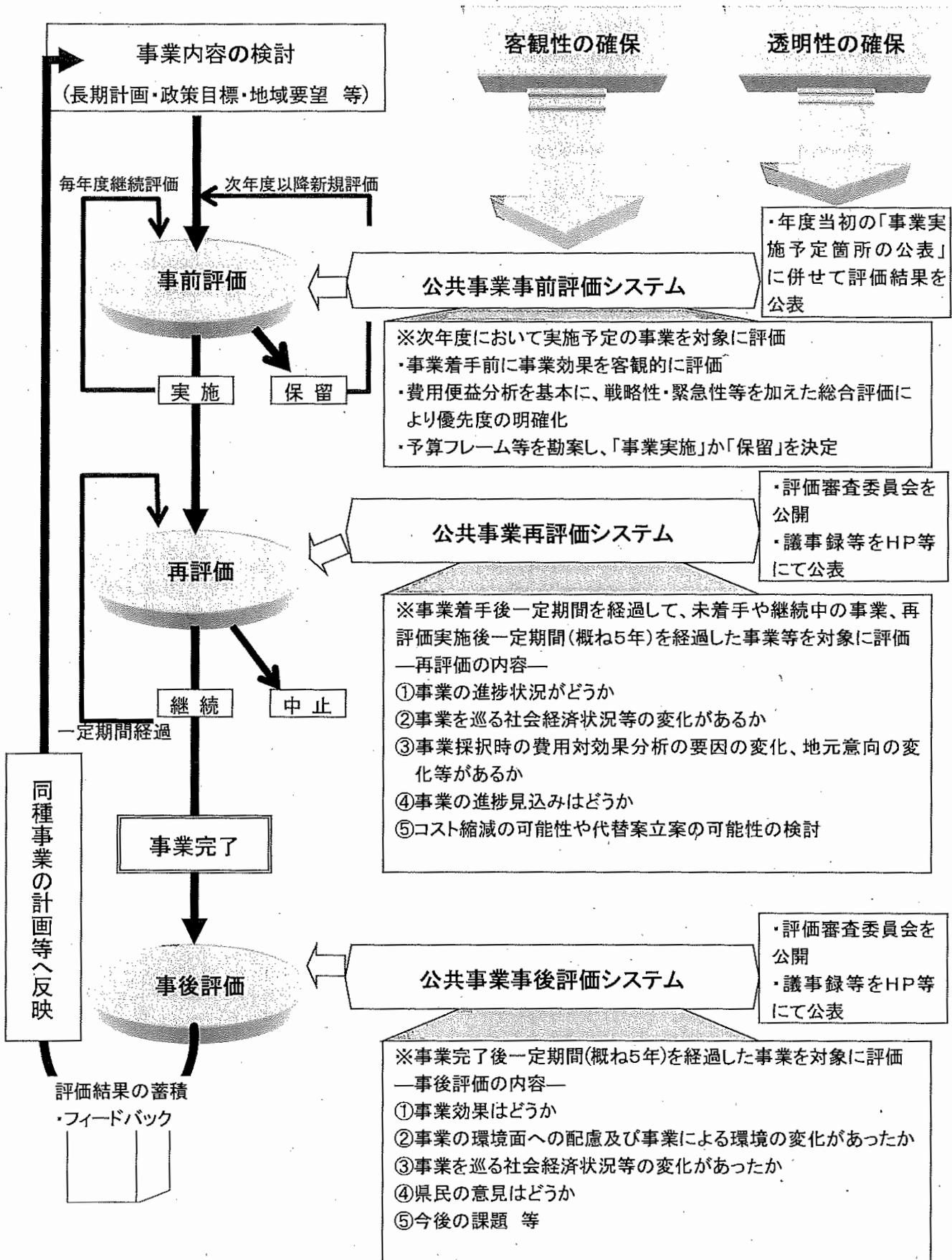
道路事業、河川事業、下水道事業など14事業の評価を実施し、委員会の審議を受ける予定です。

(3) 事後評価

道路事業など2事業の評価を実施し、委員会の審議を受ける予定です。

三重県公共事業評価制度

三重県公共事業評価サイクル



工事検査

1 検査の目的

三重県が発注した工事が完成し、その代価を支払う際には、契約どおりに工事目的物が完成しているか確認する必要があります（地方自治法第234条の2）。

そのため、工事完成後、または必要に応じて施工途中で工事検査を実施します。

2 検査の対象

工事検査は、副知事を本部長とする「公共事業総合推進本部」の所掌事務として、中立・公正な立場で、農林水産部・県土整備部等の知事部局、企業庁、病院事業庁及び教育委員会が所管するすべての建設工事及び測量・調査・設計業務を対象に行います。

3 検査の種類

工事検査の種類は次のとおりです。

(1) 完成検査

工事の完成を確認するための検査です。

(2) 出来高部分検査

工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合などにおいて、その出来高を確認するための検査です。

(3) 中間検査

工事の完成時には確認できなくなる部分等について、工事の施工途中で、施工済部分を確認する必要がある場合に行う検査です。

4 実施方法

工事検査は、次の3つの方法により、三重県建設工事検査規則に基づいて実施しています。

(1) 委託検査

現地で行う実地検査を外部委託し、完成認定を県が行う検査です。

実地検査については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき公共工事発注者支援機関として認定された公益財団法人三重県建設技術センターへ業務委託しています。実地検査員としての資格を有する同センター職員が、施工状況や工事目的物の出来形・品質などの確認を行い、その後、県の工事検査担当職員が、この実地検査報告を精査し、工事の完成認定を行います。

(2) 直営検査

工事検査担当の職員が直接行う検査です。

電気機械設備・営繕工事等は、年間の検査件数も少ないことから、県が直接検査を行います。

(3) 臨時検査員検査

工事検査担当職員以外の職員から任命した臨時検査員が行う検査です。

工事検査が同日に多数重なり、委託検査で対応できない場合に行います。

なお、検査対象工事に関係する課以外の職員が検査を行い、公正性を確保しています。

5 検査実績

(単位：件)

	委託検査	直営検査	臨時検査員検査	合計
平成 29 年度	2, 291	290	385	2, 966
平成 30 年度	2, 376	250	452	3, 078
令和元年度	2, 226	320	347	2, 893

幹線道路網（高規格幹線道路・直轄国道）の整備

1 現状

県内の高規格幹線道路の整備は、令和元年度に、新名神高速道路の亀山西JCTにおいて名古屋方面と伊勢方面を結ぶランプウェイが完成し、東名阪自動車道とのダブルネットワーク機能強化が達成されました。また、東海環状自動車道の養老ICから北勢IC（仮称）間の開通見通しが令和8年度、令和3年に開催される「三重とこわか国体・三重とこわか大会」会場へのアクセスルートとして期待される熊野尾鷲道路（Ⅱ期）の開通見通しが令和3年夏頃と、それぞれ公表されました。さらに、紀勢自動車道の暫定2車線区間のうち、大宮大台ICから紀勢大内山ICの一部区間の4車線化が決定しました。

直轄国道においては、未事業化区間であった国道23号鈴鹿四日市道路が令和2年度に新規事業化されるなど、幹線道路網の着実な整備が図られています。

なお、主な事業の進捗状況は、次頁に記載しています。

2 取組方針

- ・産業活動や観光交流の拡大に伴い増加する交通需要への対応や交通渋滞の解消、地域のさらなる安全・安心の向上等をめざし、引き続き幹線道路網の整備促進を図ります。
- ・事業中区間の整備促進や開通見通しの早期公表について、関係市町や民間企業、民間団体と連携し、引き続き国等に対し働きかけていきます。

3 令和2年度の主な取組

- ・東海環状自動車道、紀勢自動車道（4車線化）、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、熊野道路、紀宝熊野道路及び新宮紀宝道路の高規格幹線道路や、国道1号北勢バイパス、国道23号中勢バイパス、国道1号桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）、国道23号鈴鹿四日市道路などの直轄国道の整備促進を図る取組を推進します。
- ・熊野道路、紀宝熊野道路及び新宮紀宝道路については、用地取得や埋蔵文化財調査の事業調整を県土整備部近畿道紀勢線推進プロジェクトチーム（県10人、市町派遣3人、土地開発公社2人）が国や関係市町等と連携して取り組み、事業促進を図ります。
- ・国道1号北勢バイパス（国道477号バイパスまでの区間）及び国道23号中勢バイパス（鈴鹿（安塚）工区）の開通見通しの早期公表に向けた取組を推進します。
- ・県内外の交流・連携を広げるため、道路ネットワーク機能の強化をめざし、鈴鹿亀山道路、名神名阪連絡道路の事業化に向け、国等と連携して調査・検討を進めます。

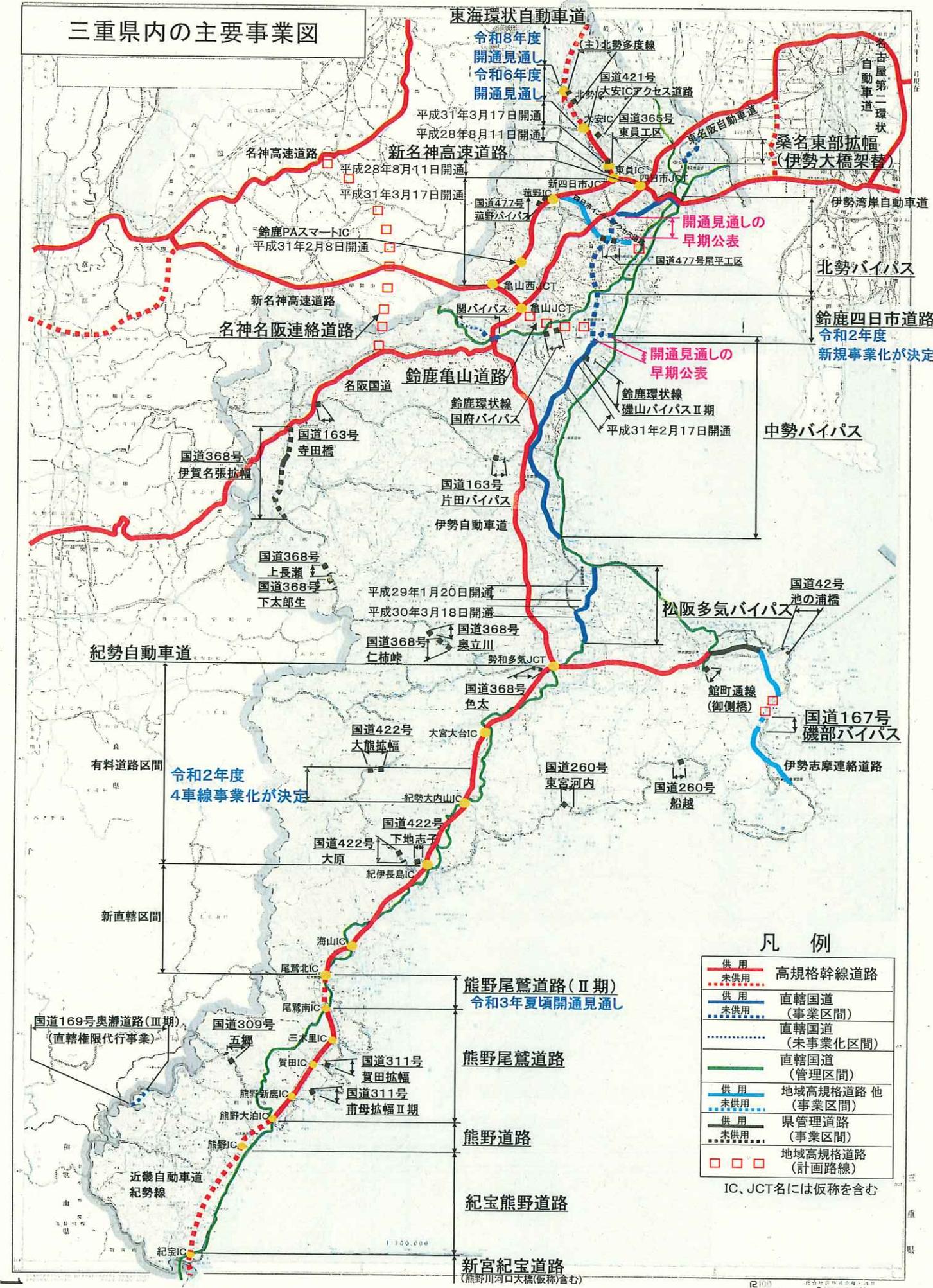
<主な事業の進捗状況>

令和2年3月末時点

	事業名	事業主体	事業概要	用地進捗 事業進捗	備考
①	東海環状自動車道 (北勢～四日市)	国 中日本高速	L= 14.4km	99%* 94%*	(北勢 IC (仮称)～大安 IC) 令和6年度開通見通し L=6.6km
②	東海環状自動車道 (養老～北勢)	国 中日本高速	L= 18.0km	92%* 17%*	(養老 IC～北勢 IC (仮称)) 令和8年度開通見通し L=18.0km
③	紀勢自動車道(4車線化) (勢和多気 JCT～紀勢大内山 IC)	中日本高速	L= 6.2km	100% -	(大宮大台 IC～紀勢大内山 IC の一部) 令和2年度事業化
④	国道42号 熊野尾鷲道路(Ⅱ期)	国	L= 5.4km	100% 81%	令和3年夏頃開通見通し L=5.4km
⑤	国道42号 熊野道路	国	L= 6.7km	85% 13%	
⑥	国道42号 紀宝熊野道路	国	L= 15.6km	0% 1%	令和元年度新規事業化 令和2年度用地買収着手
⑦	国道42号 新宮紀宝道路	国	L= 2.4km	98% 37%	
⑧	国道1号桑名東部拡幅	国	L= 3.9km	61% 44%	
⑨	国道1号北勢バイパス	国	L= 21.0km	82% 67%	
⑩	国道1号関バイパス	国	L= 2.5km	96% 67%	
⑪	国道23号 鈴鹿四日市道路	国	L= 7.5km	-	令和2年度新規事業化
⑫	国道23号中勢バイパス	国	L= 33.8km	100% 91%	
⑬	国道42号 松阪多気バイパス	国	L= 11.9km	100% 88%	

※国のみの進捗率

三重県内の主要事業図



凡例

供用	高規格幹線道路
未供用	
供用	直轄国道 (事業区間)
未供用	
	直轄国道 (未事業化区間)
	直轄国道 (管理区間)
供用	地域高規格道路 他 (事業区間)
未供用	
供用	県管理道路 (事業区間)
未供用	
□ □ □	地域高規格道路 (計画路線)

IC、JCT名には仮称を含む

東海環状自動車道（いなべ市大安町地内）



熊野尾鷲道路（Ⅱ期）（尾鷲市南浦地内）



新宮紀宝道路（熊野川河口大橋（仮称））



桑名東部拡幅（伊勢大橋）



北勢バイパス（四日市市曾井町地内）



中勢バイパス（鈴鹿市北玉垣町地内）



県管理道路の整備

1 現状

県管理道路については、バイパス整備や現道拡幅などの抜本的な整備に加え、待避所の設置など柔軟な対応を織り交ぜながら計画的に整備を進めています。また、緊急輸送道路等の橋梁耐震対策を進めています。

令和元年度は以下の箇所を供用しました。

(1) 抜本的な整備

- 全線供用

国道 169 号土場バイパス（熊野市）、県道四日市関線（鈴鹿市）、県道嬉野美杉線（松阪市）など 7 箇所

- 部分供用

国道 166 号田引バイパス（松阪市）、県道上浜高茶屋久居線（津市）など 7 箇所

(2) 柔軟な対応

県道平津菰野線（四日市市、菰野町）、県道南島大宮大台線（南伊勢町）など 6 箇所の供用

(3) 橋梁耐震対策

国道 306 号〔奥郷橋〕（菰野町）、県道紀宝川瀬線〔相野谷橋〕（紀宝町）などの橋梁 12 橋の耐震化

2 取組方針

(1) 整備方針

高規格幹線道路や直轄国道の整備効果を最大限に生かす道路ネットワークの形成、安全性・利便性の向上、産業・観光振興や地域間連携・交流の活性化、沿道地域の生活環境の保全などに資する道路の整備を進めるとともに、「三重とこわか国体・三重とこわか大会」会場へのアクセス道路の整備を進めていきます。併せて、整備効果が早期に発現できる柔軟な対応として、待避所の設置や部分的な改良などにも取り組んでいきます。

また、地震災害発生時の救助活動や、支援物資の輸送機能を確保するため、緊急輸送道路等の橋梁耐震対策についても計画的に進めていきます。

(2) 整備手法

道路整備は、国の補助事業や交付金事業を最大限に活用できるよう国の施策にも注視しつつ整備を進めます。

橋梁耐震対策は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に位置付けられた箇所の着実な推進と併せて、令和2年度に新たに創設された国の補助事業も積極的に活用して整備を進めます。

3 令和2年度の主な取組

令和2年度に供用を予定している主な箇所は以下のとおりです。

(1) 抜本的な整備

● 全線供用

県道四日市菰野大安線（菰野町）、県道六軒鎌田線（松阪市）、県道磯部大王線志島バイパス（志摩市）など12箇所

● 部分供用

県道木曾岬弥富停車場線（木曾岬町）、県道大台宮川線（大台町）、県道伊勢大宮線（大紀町）など11箇所

(2) 柔軟な対応

県道神戸長沢線（鈴鹿市）、県道一志美杉線（津市）、県道中津浜浦五ヶ所浦線（南伊勢町）、県道七色峡線（熊野市）など7箇所の供用

(3) 橋梁耐震対策

県道桑名東員線〔新嘉例川橋〕（桑名市）、県道伊勢磯部線〔浦田橋〕（伊勢市）などの橋梁23橋の耐震化

【抜本的な整備】国道169号土場バイパス（熊野市地内）令和元年7月3日供用開始



【事業効果】

大型車の安全で円滑な通行が確保され、物流の促進が期待されるとともに、地域の活性化や緊急医療活動に大きく寄与し、緊急輸送道路としての防災機能が強化されました。

【柔軟な対応】県道南島大宮大台線（南伊勢町地内）令和元年12月25日供用開始



道路の維持管理

1 道路施設の現状

県管理道路の路線数、実延長 (H31. 4. 1 現在)

種 別	路線数	実 延 長(km)
国道(県管理)	20	801.0
県道	306	2,657.5
国道・県道計	326	3,458.5

主要な道路施設の内訳

(H31. 4. 1 現在)

種 別	橋梁	トンネル	横断 歩道橋	シェッド	大型 カルバート	門型 標識
施設数	4,228	127	103	22	44	21

2 取組方針

道路利用者が安全・安心・快適に通行いただけるよう、道路施設について、計画的な点検、修繕を行うなど、適切な維持管理に取り組みます。

- (1) 定期点検(1回/5年)の実施
- (2) 定期点検結果に基づく修繕
- (3) 市町職員への技術的サポート
- (4) 住民参加による維持管理の推進
- (5) 新たな財源確保の推進
- (6) 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の活用による、のり面等の防災対策、道路冠水対策等の推進

3 令和2年度の主な取組

- (1) 定期点検(1回/5年)の実施
橋梁 853 橋、大型カルバート 41 基
- (2) 定期点検結果に基づく修繕
過年度の定期点検結果で修繕が必要となった施設の修繕工事
橋梁 35 橋、トンネル 24 本、横断歩道橋 2 橋、シェッド 1 基
- (3) 市町職員への技術的サポート
三重県道路インフラメンテナンス協議会や様々な研修会を活用した市町職員への技術的サポート

(4) 住民参加による維持管理の推進

道路美化ボランティア活動助成事業、ふれあいの道事業、草刈り作業の自治会等への業務委託

(5) 新たな財源確保の推進

歩道橋ネーミングライツ 8件（令和2年4月末現在）

(6) 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の活用による、のり面等の防災対策、道路冠水対策等の推進

のり面等の防災対策7箇所、冠水対策2箇所、

トンネル照明の停電節電対策32箇所

● 橋梁修繕 定期点検結果に基づく対策事例

こうらん しゆげた
高欄、主桁の修繕

対策前



老朽化により高欄、主桁のサビが進行

対策後



高欄、主桁の塗替えと高欄の部分補修を実施

● 三重県道路インフラメンテナンス協議会の研修事例

市町職員の点検技術力の向上を図るため県職員による研修を実施

研修状況①



点検のポイント等について説明

研修状況②



グラウンドアンカーの損傷、劣化現象を確認

●歩道橋ネーミングライツ（令和2年4月末現在：8件）

<p>県道亀山白山線（亀山市） 御幸^{みゆき}歩道橋 「白熊ラーメン亀山本店ブリッジ」</p>	<p>県道松阪第二環状線（松阪市） 花田^{はなだ}歩道橋 「株式会社エコクリーン1号歩道橋」</p>
	
<p>国道421号（桑名市） 益生^{ますお}歩道橋 「建設業協会桑員支部歩道橋」</p>	<p>県道鈴鹿環状線（鈴鹿市） 平田^{ひらたえきまえ}駅前歩道橋 「高所作業車レンタル スカイリースブリッジ」</p>
	
<p>県道鈴鹿環状線（鈴鹿市） 三日市^{みっかいち}歩道橋 「トラック輸送・倉庫 三重執鬼(トルキ)ブリッジ」</p>	<p>県道四日市楠鈴鹿線（四日市市） 浜旭^{はまあき}歩道橋 「エムシーパートナーズ歩道橋」</p>
	
<p>県道上海老茂福線（四日市市） いかるが歩道橋 「富ーコンクリート(株)1号歩道橋」</p>	<p>国道166号（松阪市） 宮町横断歩道橋 「株式会社エコクリーン2号歩道橋」</p>
	

交通安全対策

1 現状

(1) 通学路交通安全プログラム

平成25年から道路管理者、県警察、教育委員会及び学校等が連携して「通学路交通安全プログラム」の策定を進め、平成28年度より危険箇所の対策を重点的に実施しています。

(2) 事故危険箇所

平成29年1月に国が指定した「事故危険箇所」に基づいて、県警察と連携した交通事故対策（路面標示、交差点改良、標識設置等）を実施しています。

(3) 区画線引き直し

県管理道路における区画線については、極めて剥離が進んだ区画線（剥離度Ⅳ）が約1,400kmあったことから、平成30年7月に引き直しの基準を作成し、優先度の高い箇所から引き直しを実施しています。

平成30年度は約360km（舗裝修繕等による区画線の引き直しを含む）、令和元年度は約500km（見込み）の引き直しを進めました。

また、道路管理者と県警察がそれぞれ設置、管理する区画線と道路標示等について、令和元年度は、同時施工46箇所と一体施工3箇所を実施しました。

(4) 園児等移動経路の安全対策

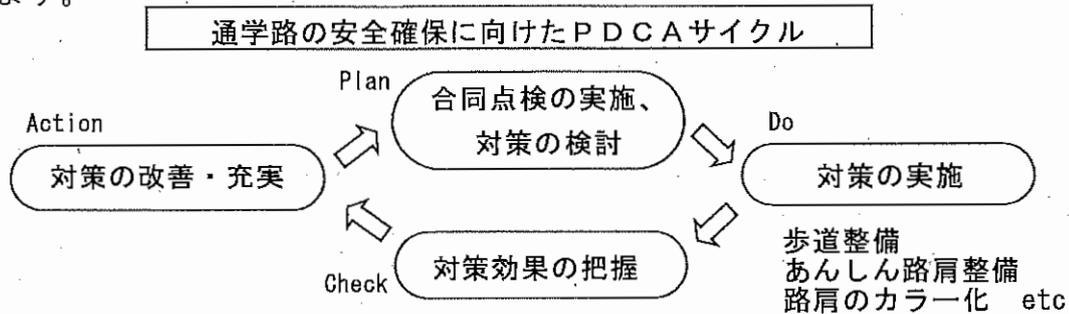
令和元年5月に滋賀県大津市で発生した園児死亡事故を受け、県内すべての保育所等を対象に実施した、園児の園外活動における移動経路と危険箇所を把握するための県独自調査の結果等に基づき、関係機関（各道路管理者、地元警察、保育所等担当部署等）が連携し、令和元年9月末までに県内すべての危険箇所では緊急安全点検を実施しました。

その内容を精査した結果を踏まえ、県管理道路については、1日当たりの交通量1万台以上の交差点（※）80箇所、1万台未満の交差点等159箇所の合計239箇所において安全対策を実施しています。

※ 滋賀県大津市で発生した園児死亡事故発生場所の状況やその後の滋賀県の取組も参考に1日当たりの交通量1万台以上の交差点を最優先箇所として抽出

2 取組方針

- (1) 「通学路交通安全プログラム」については、PDCAサイクル（合同点検の実施、対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、対策の改善・充実）の取組を推進します。



- (2) 県管理道路の「事故危険箇所」26箇所については、交通事故対策の令和2年度の完了を目指し取組を推進します。
- (3) 区画線の引き直しについては、極めて剥離が進んだ区画線（剥離度Ⅳ）約1,400kmの令和2年度末までの引き直し完了を目指し取組を推進します。
- (4) 園児等子どもが日常的に移動する経路の安全対策は、県が対策を実施する239箇所について、令和2年度の完了を目指し取組を推進します。

3 令和2年度の主な取組

- (1) 「通学路交通安全プログラム」に基づき、31箇所の歩道整備を実施する予定です。（うち、令和2年度完了予定箇所4箇所）
- (2) 「事故危険箇所」で県が管理する26箇所のうち、残る1箇所で対策を実施する予定です。
- (3) 極めて剥離が進んだ区画線（剥離度Ⅳ）約1,400kmのうち、残る約540kmの区画線の引き直しを完了させる予定です。なお、引き直しに当たっては、国、市町及び県警察とより一層の調整・連携を図り、同時施工や一体施工に努めます。
また、区画線の剥離状況の調査を行い、引き続き、県管理道路における区画線の適切な維持管理に努めていきます。
- (4) 県管理道路における園児等子どもが日常的に移動する経路の危険箇所239箇所のうち、未対策箇所124箇所について安全対策を完了させる予定です。

●交通安全対策を実施した事例

交通安全対策事業

【県道松阪度会線 多気郡多気町相鹿瀬】

対策前



歩道がなく路肩も狭小であり、通学児童等が危険な状態

対策後



通学児童等の安全確保を図るため、歩道整備事業により歩行空間を確保

交通安全対策事業（一体施工による区画線引き直し）

【県道四日市東員線 東員町穴太】

対策前



センターライン、黄色が消えており、車両通行が危険な状態

対策後



車両通行の安全確保を図るため、一体施工による区画線の引き直しを実施

交通安全対策事業（園児等子どもが日常的に移動する経路の安全対策）

【県道桑名港線 桑名市大中央】

対策前



歩車道を分離するブロックがあるものの、カーブしており、車両が歩道に逸脱する恐れがある

対策後



園児等子どもの安全確保を図るため、車両用防護柵を設置

河川の整備

1 施設整備

(1) 洪水防止対策

① 事業目的と取組方針

近年、局地的な集中豪雨や台風の大型化に伴う豪雨が頻発化・激甚化しており、浸水被害から県民の生命と財産を守るため、河川施設の整備を進めています。

県管理河川においては浸水被害の防止・最小化のため、令和2年度が最終年度となる「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を積極的に活用し、集中的に河川整備を進めていきます。

② 令和2年度の主な取組

員弁川（桑名市）、三滝川（四日市市）、及び三渡川（松阪市）など21河川で河川改修事業を実施します。特に相川（津市）、神内川（紀宝町）、木津川（伊賀市）においては「大規模特定河川事業」を活用していきます。

(2) 地震・津波対策

① 事業目的と取組方針

南海トラフ地震の発生が懸念されている中、大規模地震発生後の津波等による浸水被害を軽減するため、河口部の河川堤防や大型水門等の地震・津波対策を進めます。

② 令和2年度の主な取組

鍋田川河川堤防（木曾岬町）や井戸川樋門（熊野市）など7河川で耐震化対策を実施します。

2 住民の避難に資する取組

① 事業目的と取組方針

平成27年関東・東北豪雨や平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風など頻発化・激甚化する水害を踏まえ、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で備える「水防災意識社会」の再構築が急務となっています。

「水防災意識社会」の再構築として、県、市町等で構成する大規模氾濫減災協議会等を県内10の圏域で設置して、減災のための目標を共有し、住民の避難に資する取組などを一体的、総合的に推進しています。

② 令和2年度の主な取組

「水防災意識社会」の再構築の主な取組として、洪水浸水想定区域図の作成、簡易型河川監視カメラの設置などを推進します。

洪水浸水想定区域図については、令和元年度末までに109河川で作成済みあり、令和2年度は、水位周知河川以外の20河川で作成します。

また、簡易型河川監視カメラについては、水位周知河川の38箇所を設置します。

なお、危機管理型水位計については、令和元年度末までに211基の設置が完了しました。

3 河川堆積土砂撤去等

早期に河川の流下能力を回復させ、洪水時の被害軽減のために、河川事業や砂利採取制度、災害復旧事業を活用して、引き続き堆積土砂の撤去及び雑木の伐採に取り組みます。また、新たに創設された「緊急浚渫推進事業」を活用することにより更なる加速を図ります。

実施にあたっては、関係市町と実施箇所の優先度を検討するなど、連携して取り組みます。

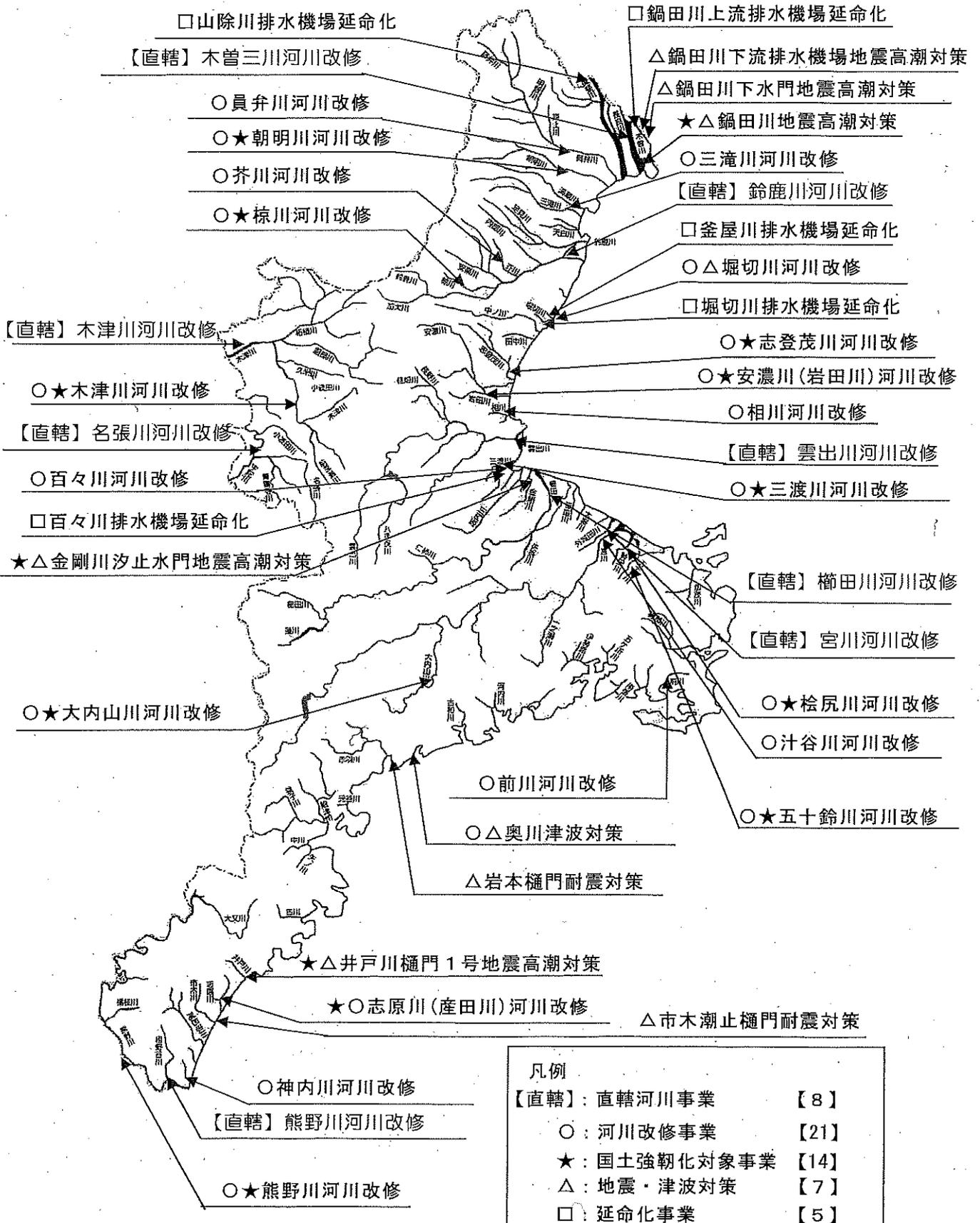
また、堆積土砂撤去の結果及び実施（予定）箇所については、県のホームページで段階的に（7月、10～12月、1月）公表します。

4 災害復旧

令和元年は、9月の北勢地域を中心とした豪雨及び東日本台風等により153箇所の災害が発生しました。現在、早期復旧に向けて工事実施中であり（農繁期等の実施時期調整が必要なものを除く、令和2年4月末の契約率87%）、早期完成に努めて行きます。

なお、平成30年に発生した災害のうち、未完成の2箇所についても、早期完成に努めます。

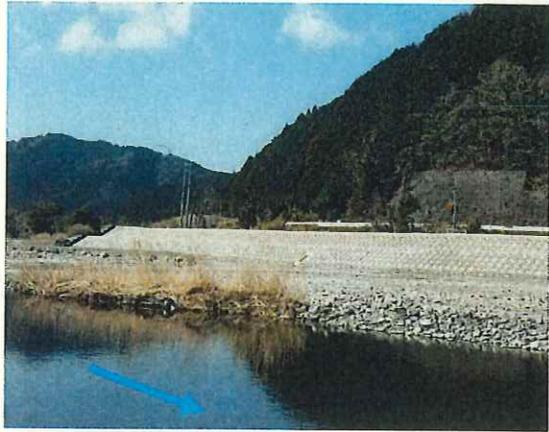
令和2年度県の主な河川改修事業の予定



【三渡川】 流下能力向上のための河川改修
(松阪市小津町～六軒町)



【大内山川】 流下能力向上のための河川改修
(度会郡大紀町崎)



【相川】大規模構造物の改築
(津市高茶屋小森上野町)



【鍋田川】堤防の耐震対策
(桑名郡木曾岬町源緑輪中)



【杉谷川】 堆積土砂撤去 (三重郡菟野町大字小島)



【楊枝川】 被災した護岸の災害復旧状況 (熊野市紀和町)



砂防・ダムの整備

1 砂防事業

(1) 事業目的と取組方針

豪雨等によるがけ崩れや土石流などの土砂災害から県民の生命、財産を守るための土砂災害防止施設を整備します。

整備にあたっては、通常砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業により、自力避難が困難な方々が利用する要配慮者利用施設や、避難所を保全対象としている箇所を重点的に取り組みます。

特に、令和元年9月の北勢地域を中心とした豪雨及び東日本台風等、頻発化・激甚化する土砂災害から県民の皆さんの生命と財産を守るため、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等を活用し、土砂災害防止施設の整備を推進します。

また、土砂災害により危害のおそれがある箇所を周知するため、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の区域指定については、令和3年中の完了をめざすとともに、開発等で地形改変などがあつた箇所を抽出し、2巡目の基礎調査に取り組みます。

※ 通常砂防事業：砂防えん堤工、渓流保全工など

※ 急傾斜地崩壊対策事業：法面工、擁壁工など

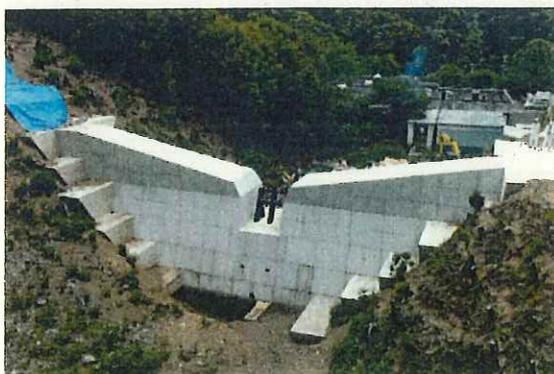
(2) 令和2年度の主な取組

事業種別	実施箇所
(土砂災害防止施設の整備) 通常砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業	58箇所(砂防:37箇所 急傾斜:21箇所) (「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」13箇所:長谷(多気町)など)
うち、要配慮者利用施設を保全する事業	10箇所(「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」3箇所) 宇谷川(津市)、阿田和地区(御浜町)など
うち、避難所として使われる 公共施設等を保全する事業	25箇所(「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」16箇所) 西ノ谷(紀宝町)、蓮華寺地区(度会町)など
土砂災害警戒区域の指定	令和2年度末において 累計 15,621箇所(約96%)の指定をめざす

※ 要配慮者利用施設：病院、老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設など

● 通常砂防事業 (ヨドロ崎：御浜町)

● 急傾斜地崩壊対策事業 (上野1地区：桑名市)



2 ダム事業

(1) 事業目的と取組方針

県土整備部では、洪水時の河川水位を低下させ下流の浸水被害を軽減することを目的に、3つのダムで洪水調節を行っています。

管理者	名称
三重県（県土整備部）	宮川ダム（大台町）宮川水系宮川 君ヶ野ダム（津市）雲出川水系八手俣川 滝川ダム（伊賀市）淀川水系滝川

また、1つのダムを建設中です。

管理者	名称
三重県（県土整備部）	鳥羽河内ダム（鳥羽市） 加茂川水系鳥羽河内川

国土交通省及び独立行政法人水資源機構は、県内で3つのダムで洪水調節を行っています。

管理者	名称
国土交通省	蓮ダム（松阪市）櫛田川水系蓮川
（独）水資源機構	青蓮寺ダム（名張市）淀川水系青蓮寺川
	比奈知ダム（名張市）淀川水系名張川

また、1つのダムを建設中です。

管理者	名称
（独）水資源機構	川上ダム（伊賀市）淀川水系前深瀬川

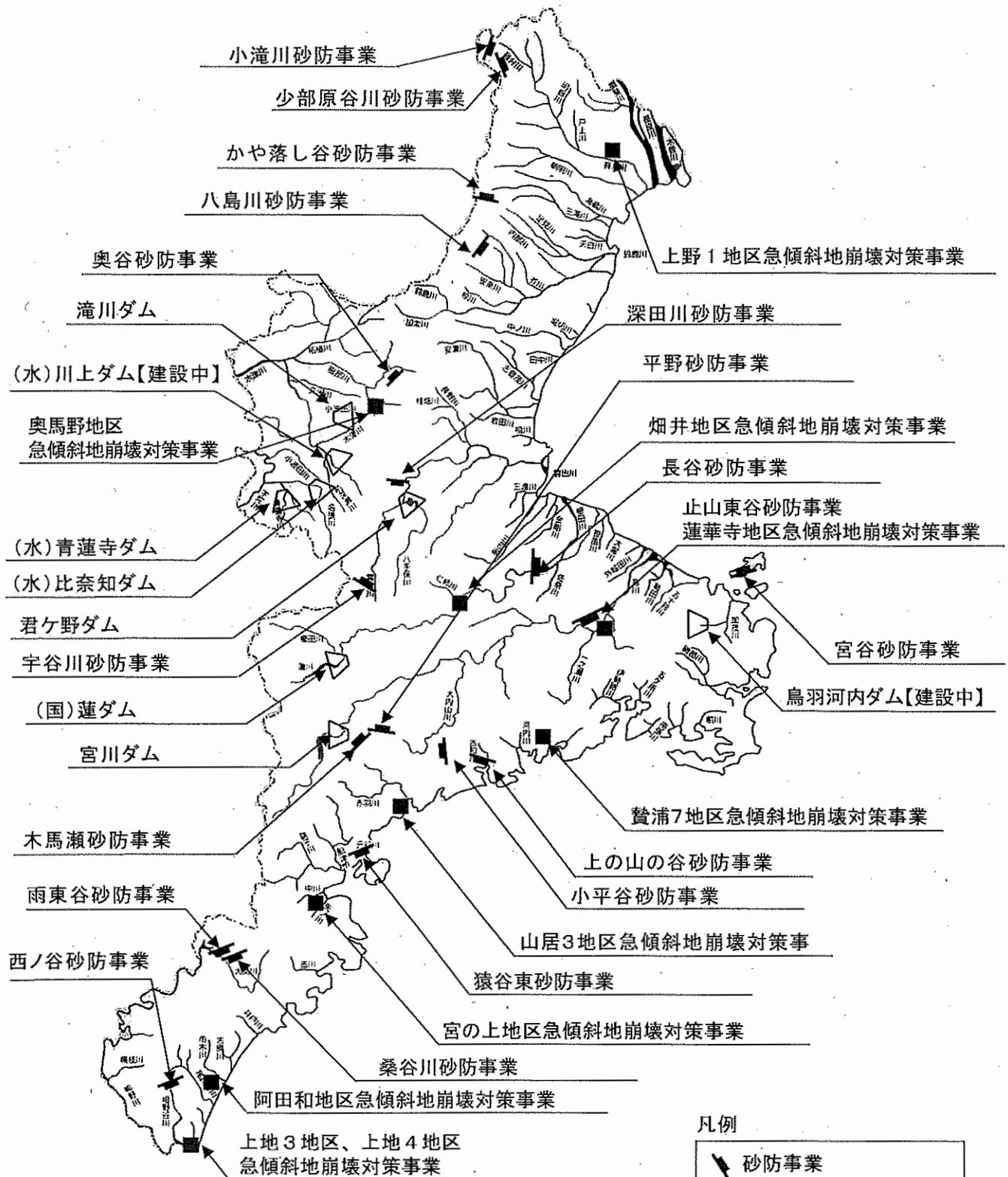
なお、三重県外において、三重県に関係する、1つのダムを建設中です。

管理者	名称
国土交通省	新丸山ダム（岐阜県御嵩町～八百津町） 木曾川水系木曾川

(2) 令和2年度の主な取組

- 鳥羽河内ダムは、令和10年度の完成に向けて用地買収、工事用道路工事を計画的に推進します。
- 川上ダムは、平成29年度から本体工事に着手し、今年度は本体コンクリート打設を進める予定です。今後、令和4年度の完成に向け整備が進められますが、一日も早く事業効果が発現されるよう、引き続き国等に働きかけていきます。

令和2年度県の主な砂防・ダム事業の予定



凡例

- ▲ 砂防事業
- 急傾斜地崩壊対策事業
- ▷ ダム事業

(水)：(独) 水資源機構ダム
(国)：国土交通省

港湾・海岸の整備

1 港湾事業

(1) 事業目的と取組方針

- ・ 地域の人流・物流ネットワークの拠点としての港湾機能を維持し、県民生活と産業活動を支えるとともに、大規模災害発生時において、緊急物資等の海上輸送機能を確保します。
- ・ このため、老朽化が進む岸壁等の港湾施設の更新・修繕や臨港道路橋梁の耐震対策に取り組みます。

(2) 令和2年度の主な取組

- ・ 施設更新：津松阪港（大口地区）の岸壁改良
津松阪港（新堀地区）の物揚場改良
宇治山田港（今一色地区）の防波堤改良
- ・ 耐震対策：長島港江ノ浦大橋の上部工補強

2 海岸事業

(1) 施設整備

① 事業目的と取組方針

- ・ 津波や高潮・侵食による浸水被害から、堤防背後に住む県民の生命と財産を守るため、海岸堤防等の整備に取り組みます。
- ・ 三重県は南北に長く、地域により背後地の状況、高潮や津波の高さ、堤防の高さなど施設の状況が異なることから、地域特性に合わせた対策に取り組みます。

県北部・・・地盤が低く地震により堤防が崩壊すると浸水する可能性があることから、地盤の液状化による堤防の沈下や崩壊を防止する地震対策を重点的に実施します。

県中部・・・高潮や高波による越波や海岸の侵食を防止する高潮・侵食対策を重点的に実施します。

県南部・・・堤防背後住民の津波避難時間を確保するため、堤防上部や堤防陸側法面のコンクリートを厚くするなどし、津波が堤防を乗り越えても堤防が崩壊しにくい構造とする「海岸堤防強靱化対策」を重点的に実施します。

② 令和2年度の主な取組

- ・ 地震対策：城南第一地区海岸、川越地区海岸など5箇所
- ・ 高潮対策(侵食対策)：千代崎港原永地区海岸、上野・白塚地区海岸など12箇所

- ・津波対策(海岸堤防強靱化対策)：宇治山田港二見地区海岸、阿田和地区海岸など5箇所

※上記のほか、直轄事業により津松阪港海岸で高潮対策・地震対策を実施しています。

※地震対策、津波対策を高潮対策と重複して実施する海岸もあります。

※本年度が最終年度となる「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を活用し整備のさらなる推進を図ります。

(2) 住民の避難に資する取組

- ・平成27年度の水防法改正に伴い、「想定し得る最大規模の高潮」を対象とした高潮浸水想定区域図を作成し、区域を指定・公表することになっています。
- ・このため、昨年度末に伊勢湾沿岸の高潮浸水想定区域図の作成を終えましたが、今後、関係市町との調整を経て、令和2年度中に公表していく予定です。

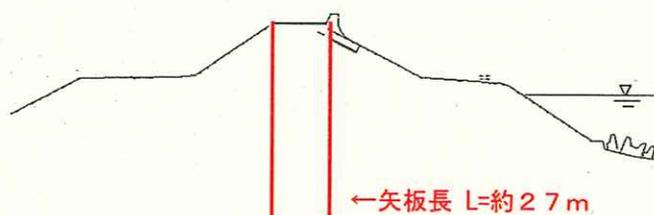
港湾事業 老朽化対策・・・津松阪港(大口地区)(松阪市大口町)



老朽化状況

栈橋上部工(下面)コンクリートのひび割れ、剥落など老朽化が進行しており、上部工の更新を行います。

海岸事業 県北部(地震対策)・・・城南第一地区海岸(桑名市福岡町)



耐震対策

地震による液状化が発生しても、堤防が崩壊しないよう鋼矢板を連続して打設し堤防を補強しています。

県中部(高潮・侵食対策)・・・上野・白塚地区海岸(津市上野～白塚)



※栗真工区(栗真地区海岸)は水国局所管海岸ですが、港湾局の直轄海岸整備事業として取り組みます。

県南部(津波対策)・・・阿田和地区海岸(南牟婁郡御浜町下市木)



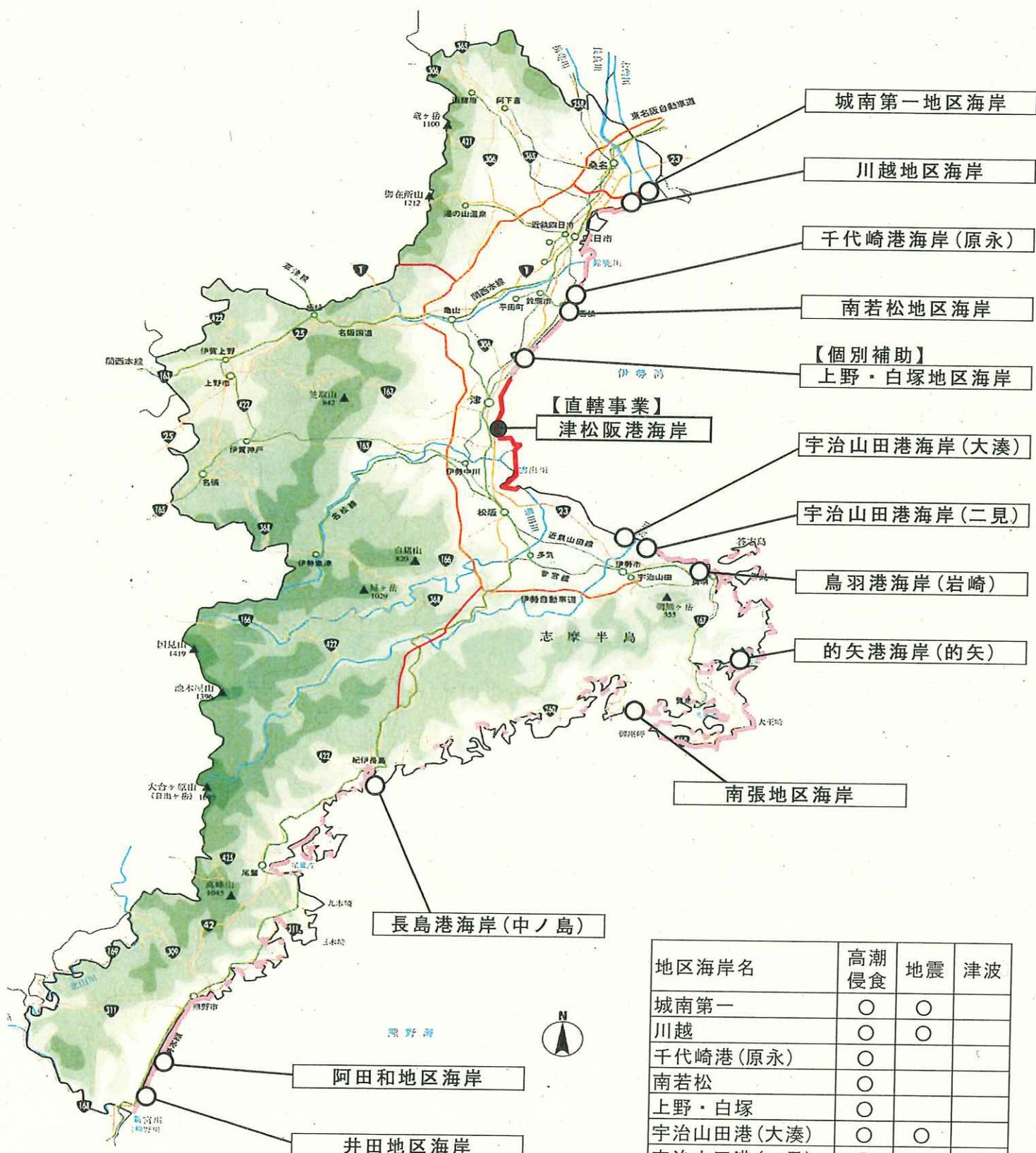
無堤区間を解消し津波被害を軽減

【三重県の港湾】



- 国際拠点港湾 (1)
- ▨ 重要港湾 (2)
- (dotted) 地方港湾 (17)
- ◎ 令和2年度事業箇所
- ◆ 耐震強化岸壁を有する港湾

【三重県の海岸】(事業実施箇所)



地区海岸名	高潮 侵食	地震	津波
城南第一	○	○	
川越	○	○	
千代崎港(原永)	○		
南若松	○		
上野・白塚	○		
宇治山田港(大湊)	○	○	
宇治山田港(二見)	○		○
鳥羽港(岩崎)	○		○
的矢港(的矢)	○	○	○
南張		○	
長島港(中ノ島)	○		○
阿田和	○		○
井田	○		
箇所数	12	5	5

都市政策の推進

1 都市計画区域マスタープラン

(1) 現状

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、県内21都市計画区域の都市計画の目標や方針を示す都市計画区域マスタープランの改定を進めています。

(2) 取組方針

令和2年度に、以下の観点を重視し、市町とともに地域特性に応じた都市計画区域マスタープランを改定します。

- ① 人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造の形成
- ② 大規模自然災害の被害低減に向けた都市構造の形成
- ③ 地域経済の活力維持・向上に向けた都市構造の形成

(3) 令和2年度の主な取組

伊勢志摩、伊賀、東紀州圏域内の10都市計画区域については、5月に案の公告縦覧、7月に都市計画審議会へ付議した後、決定告示を行う予定です。

北勢、中南勢圏域内の11都市計画区域については、5月にパブリックコメントを実施し、国等関係機関との協議を経て、10月に案の公告縦覧、12月に都市計画審議会へ付議した後、決定告示を行う予定です。

2 都市基盤の整備等

(1) 現状

・街路について

安全で快適な都市生活の確保、災害に強い都市構造の形成をめざし、市街地における街路の整備を実施しています。

・都市公園について

潤いある都市環境を形成するため、所管する6箇所の県営都市公園の整備・管理を行うとともに、利用促進に努めています。

(2) 取組方針

・街路について

通学路の安全確保、緊急輸送道路の無電柱化など、高い効果が見込める事業に注力し整備を進めます。

・都市公園について

指定管理者と連携し、利用者のニーズに応じ適切に管理・運営を行うとともに、安全に配慮しつつ利用促進に努めます。

(3) 令和2年度の主な取組

・街路について

○通学路の安全確保に係る事業

桑部播磨線街路事業（桑名市）

野町国府線街路事業（鈴鹿市）

服部橋新都市線街路事業（伊賀市）

○緊急輸送道路の無電柱化に係る事業

外宮度会橋線（第2工区）街路事業（伊勢市）

外宮常磐線街路事業（伊勢市）

尾鷲港新田線街路事業（尾鷲市）

・都市公園について

指定管理者と連携しながら安全管理を徹底しつつ、イベント開催等により利用促進に努めます。

「公園施設長寿命化計画」に基づき、遊具等老朽化する公園施設の更新・修繕を実施します。

3 景観づくり

(1) 現状

三重県景観計画に基づき、良好な景観形成に向けた取組を実施しています。

(2) 取組方針

地域が主体となる景観づくりに向け、県民や市町への必要な情報提供等を行うとともに、景観法等に基づく制度や手法を活用し、良好な景観づくりにつながる規制・誘導を行います。

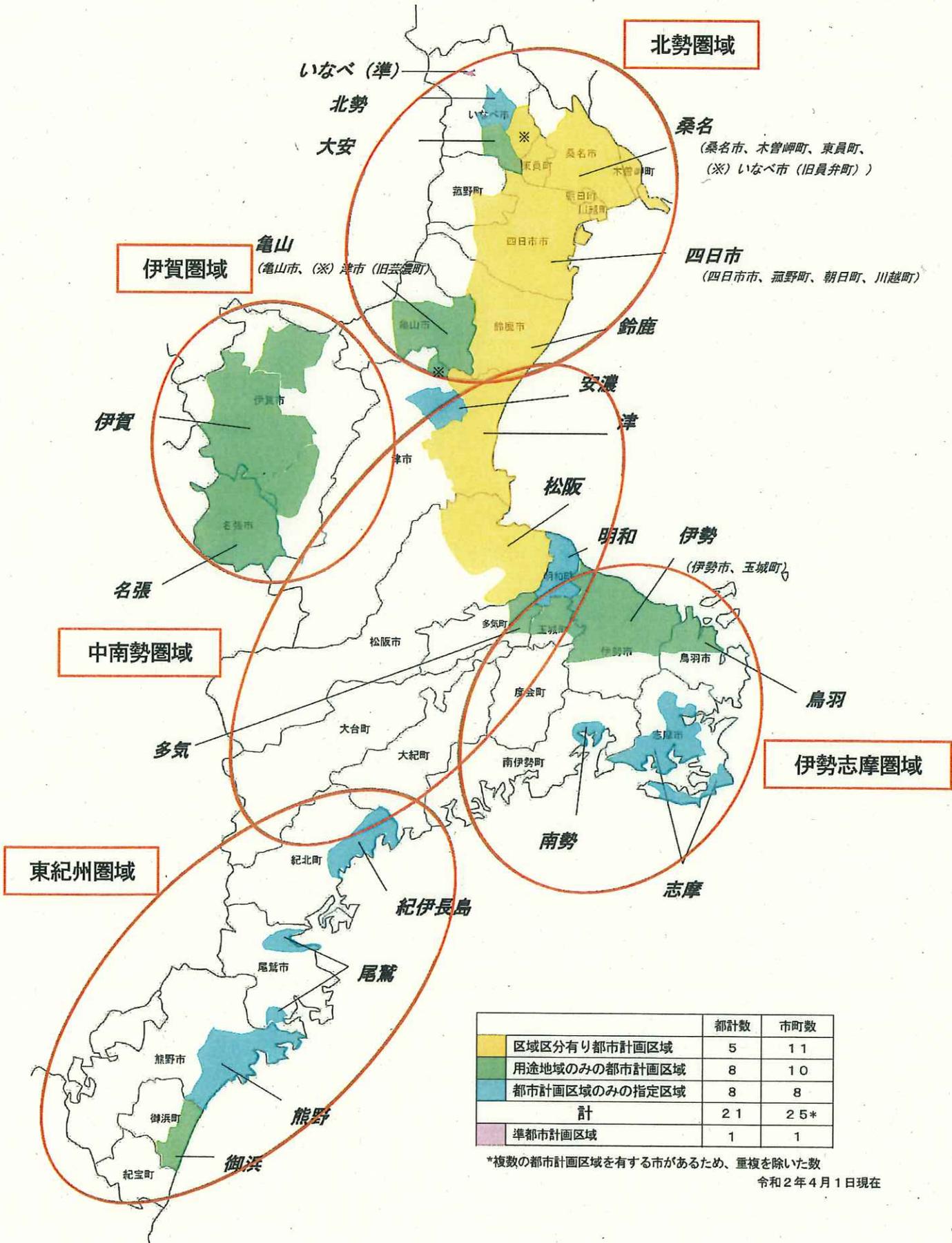
(3) 令和2年度の主な取組

地域の実情に応じた良好な景観形成を進めるため、市町の景観行政団体への移行に係る支援を継続します。

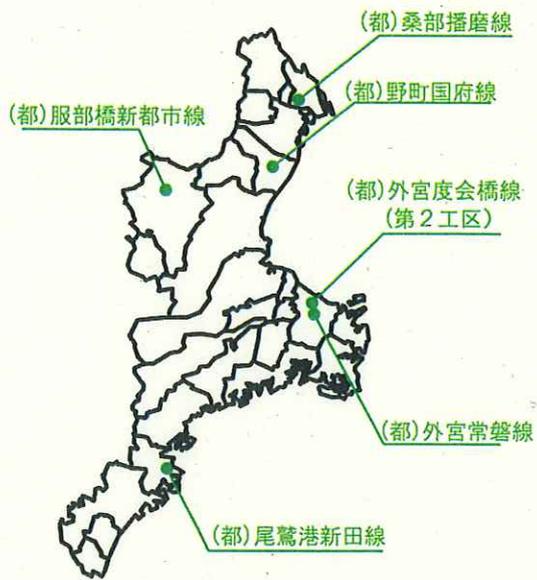
景観法に基づく建築物等の規制・誘導及び三重県屋外広告物条例に基づく違反広告物の是正・指導を継続します。

平成30年3月に三重県屋外広告物条例を改正し、平成30年10月から屋外広告物の点検義務の対象を拡大したため、引き続きその遵守に向けた啓発活動を行います。

都市計画区域図



街路事業箇所図



服部橋新都市線街路事業 (伊賀市)

〔通学路の安全確保に係る事業〕 L=652m

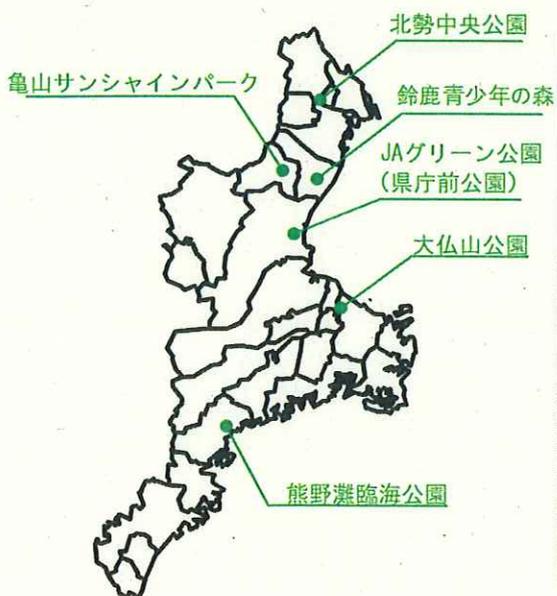


外宮度会橋線 (第2工区) 街路事業 (伊勢市)

〔緊急輸送道路の無電柱化に係る事業〕 L=670m



都市公園箇所図



北勢中央公園 (四日市市・いなべ市・菟野町)



下水道の整備

1 現状

(1) 快適な生活環境と健全な水環境を維持するため、県及び市町では「生活排水処理アクションプログラム（三重県生活排水処理施設整備計画）」に基づき下水道の整備を行っています（【表－1】）。

県は、3流域6処理区において「流域下水道」の整備を進めており（【表－2】）、市町は「公共下水道」として、流域下水道に接続する流域関連公共下水道（15市町）と、市町が独自で汚水処理する単独公共下水道（11市町）の整備を進めています。

流域下水道では、南部浄化センター第2期整備事業の処理施設の建設や宮川流域下水道の幹線管渠の延伸に取り組んでいます。引き続き、市町との連携を図り、下水道の未普及地域の解消を進めています。

【表－1】生活排水処理施設の種類の普及率

生活排水処理施設の種類の種類	普及率 H30末(%)	整備完了時(%)
下水道	54.9	81.6
農業集落排水施設等	5.1	4.8
漁業集落排水施設	0.3	0.5
コミュニティ・プラント	0.2	0.0
市町設置型浄化槽	1.0	2.9
個人設置型浄化槽等	23.8	10.2
合計	85.3	100.0

【表－2】流域下水道

流域下水道	処理区
北勢沿岸	北部
	南部
中勢沿岸	志登茂川
	雲出川左岸
	松阪
宮川	宮川

(2) 平成27年1月27日に総務大臣から全国の都道府県知事および指定都市市長あて、下水道事業に公営企業会計を適用するよう通知がありました。

これを受け、三重県では財政マネジメントの向上を図ることを目的として、固定資産調査、企業会計システム構築などの取組を経て、令和元年12月に三重県流域下水道条例を改正し、令和2年4月1日から公営企業会計に移行しました。

なお、公営企業会計への移行にあたり、令和2年度から令和11年度までの経営の基本計画である「三重県流域下水道事業経営戦略」を令和2年3月に策定しました。

2 取組方針

(1) 生活排水処理アクションプログラムに基づき、下水道の普及率向上のため、浄化センターの整備と幹線管渠の延伸を進めます。また、地震、津波対策にも取り組みます。

(2) 複式簿記による会計処理、固定資産管理及び流域下水道施設の維持管理を適正に実施し、健全な事業運営に取り組めます。

3 令和2年度の主な取組

(1) 各処理区での主な取組

- ・南部浄化センター第2期整備事業の処理施設の建設を実施
- ・宮川流域下水道（宮川処理区）の伊勢市、明和町地内で幹線管渠の延伸
- ・南部浄化センター管理棟耐震改修工事と汚泥脱水機棟耐震補強工事を実施
- ・宮川浄化センターの津波対策工事を実施
- ・志登茂川浄化センター、雲出川左岸浄化センター、松阪浄化センターの津波対策検討を実施

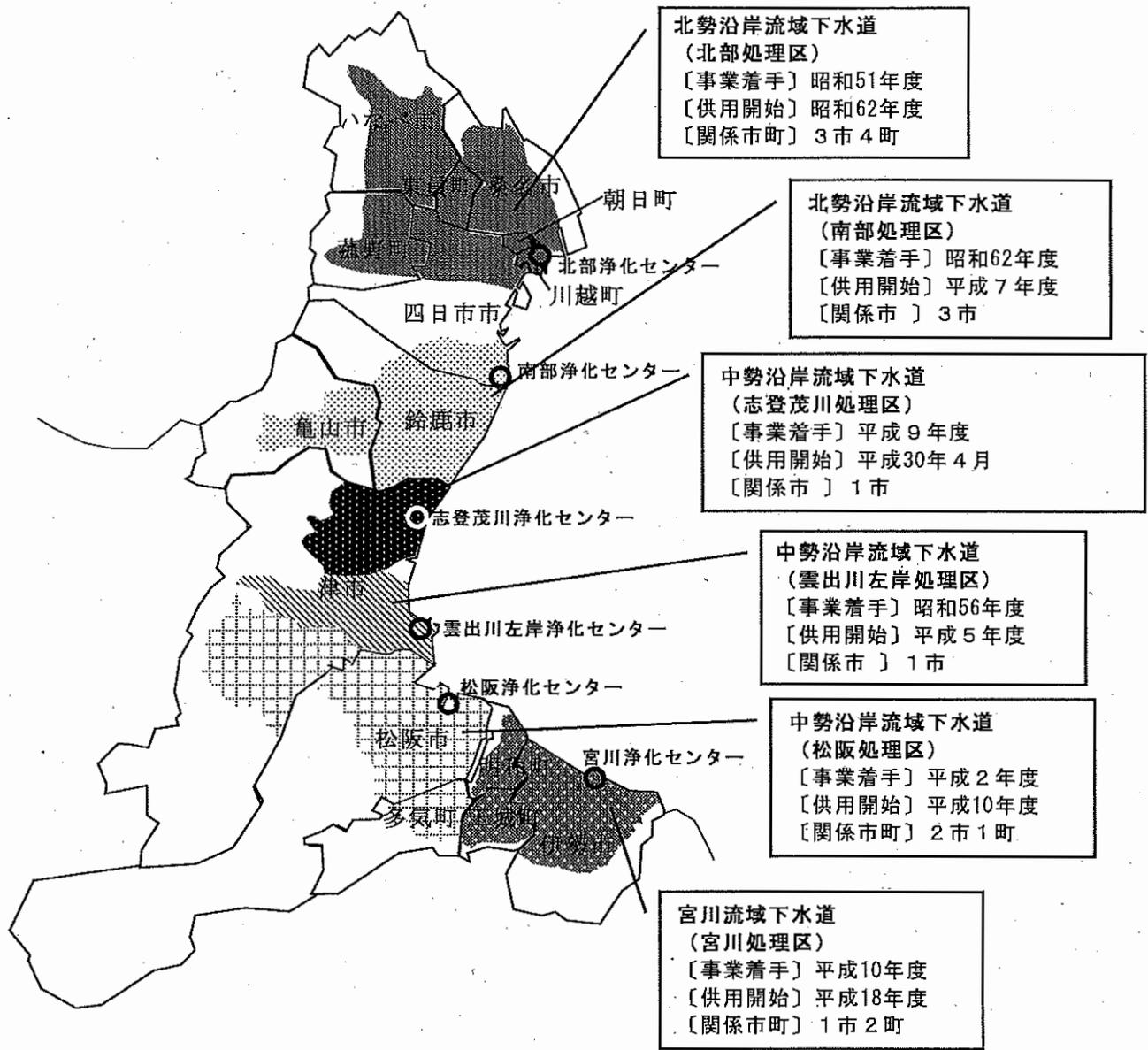
(2) 健全な事業運営

- ・地方公営企業法に基づく企業会計予算の調製、会計事務及び固定資産管理を実施
- ・「三重県流域下水道事業経営戦略」に基づく施設設備の点検・調査及び修繕・改築の計画的な実施により、維持管理に係るコスト縮減の取組を継続的に実施

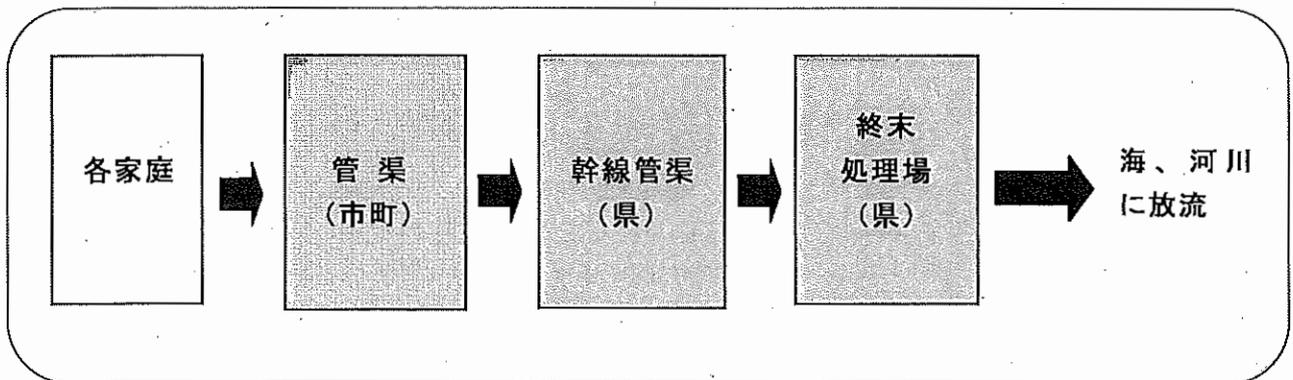
南部浄化センター第2期整備事業



流域下水道計画処理区域図



汚水の流れ (流域下水道)



建築開発行政

1 現状

(1) 三重県の建築行政の概要

安全で安心な建築物を確保するため、建築基準法に基づき新築等の建築確認申請等許認可の審査や中間検査、完了検査を行うとともに、不特定多数の者が利用する既存建築物等に係る定期報告の審査や立入指導などを行っています。

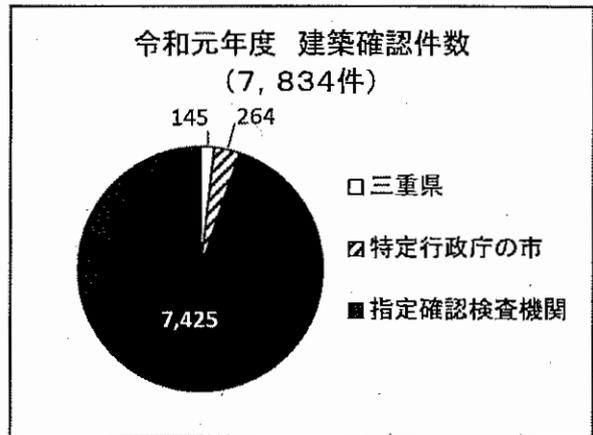
県では、円滑な建築行政を推進するため、市への権限移譲を行っています。

① 建築確認件数

平成11年5月から、建築基準法が改正され、民間の指定確認検査機関も建築確認業務を実施できるようになりました。

その割合は、令和元年度は約95%になっています。

適正な確認検査の実施のため、各特定行政庁、指定確認検査機関との会議を開催し、情報共有や意見交換を行っています。



② 権限移譲の状況

特定行政庁	桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市
限定特定行政庁(※)	伊賀市、名張市、亀山市

(※ 小規模な建築物に関する建築行政を行う。)

(2) 三重県の開発行政の概要

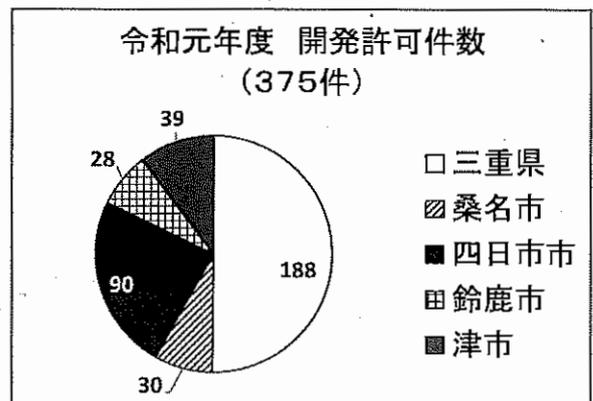
適正な土地利用及び安全な宅地を確保するため、都市計画法及び三重県宅地開発事業の基準に関する条例に基づき開発許可申請の審査、開発工事の完了検査などを行っています。

開発行政においても、市への権限移譲を行っています。

① 開発許可件数

権限を移譲するごとに県の許可件数は減少し、その割合は、令和元年度は約50%になっています。

適正な許認可事務執行のため、開発行政庁会議を開催し、情報共有や意見交換を行っています。



② 権限移譲の状況

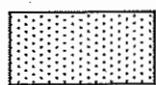
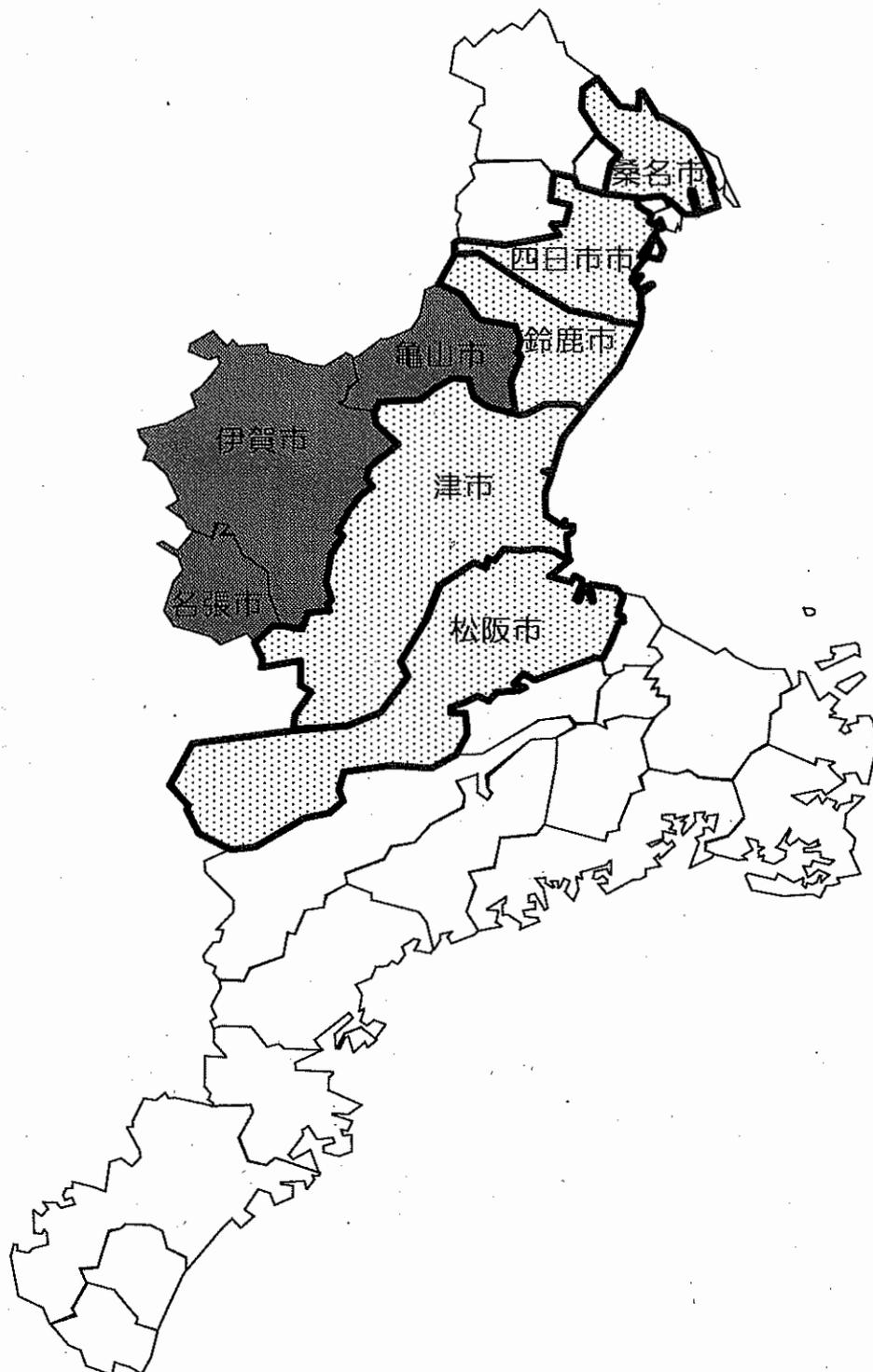
令和2年度に松阪市へ権限を移譲しました。

権限移譲市	桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市
-------	---------------------

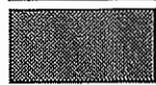
2 令和2年度の主な取組

建築物及び宅地の安全確保に向け、引き続き市町等と連携して指導・助言に取り組めます。

建築確認・開発許可を行っている市



建築確認（全て）を行っている市（桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市）



建築確認（小規模）を行っている市（伊賀市、名張市、亀山市）



開発許可を行っている市（桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市）

住宅・建築物の耐震対策

1 現状

本県では、県民の生命や財産を守るため、住宅及び建築物の耐震化の目標や具体的な取組を示す「三重県建築物耐震改修促進計画」を平成28年3月に改定し、令和2年度までの計画として耐震対策に取り組んでいます。

(1) 住宅の耐震化

令和元年度末時点で住宅の耐震化率は84.6%で、耐震基準を満たしていない住戸は約11.3万戸と推計されており、南海トラフ地震等に備えた耐震化促進に取り組んでいます。

(2) 建築物の耐震化

耐震診断が義務化された不特定多数の者が利用する大規模建築物（以下、「大規模建築物」）や第一次緊急輸送道路を閉塞するおそれのある避難路沿道建築物（以下、「避難路沿道建築物」）について、補助制度を活用して耐震化促進に取り組んでいます。

2 取組方針

(1) 住宅の耐震化

様々な手法により所有者等への耐震化の普及啓発を行うとともに、昭和55年以前の旧耐震基準で建築された木造住宅を対象に無料耐震診断や耐震改修、耐震性のない空き家除却の補助事業を活用した支援を行います。

(2) 建築物の耐震化

大規模建築物については、全て耐震診断を終えています。耐震設計や改修の進捗管理をすることで早期の耐震化を促します。

避難路沿道建築物については、建物所有者等に耐震診断の重要性等の説明を行うことで、さらに、耐震化に対する意識を高めます。

3 令和2年度の主な取組

(1) 住宅の耐震化

- ・市町、建築関係団体と協力し行ってきた戸別訪問は、家主に面談でき、診断申込に繋がりがやすい休日や夜間を中心に今後も実施します。また、建築関係団体への戸別訪問の業務委託により成果を上げている市町もあることから、引き続き耐震化を効果的に進めるこれらの取組を拡げていきます。
- ・耐震化に係る補助や耐震性のない木造住宅の空き家除却に係る補助を行うなど必要な市町支援を行います。
- ・耐震補強工事件数が低迷しているため、補強工事コストの低廉化について、関係団体や学識経験者等と検討を進めます。

(2) 建築物の耐震化

- ・避難所として活用される大規模建築物については、全6棟のうち残り1棟の耐震改修工事が4月末に完了しました。それ以外の大規模建築物についても、引き続き市町と協力の上、文書通知や面談等を行い、国の補助制度を紹介するなど耐震化を働きかけます。
- ・避難路沿道建築物については、所有者等へ市町や建築関係団体と連携して訪問することにより、耐震診断実施に向けた取り組み状況の把握や診断方法に関する情報提供を行い、早期の診断実施を働きかけます。

住宅政策の推進

本県では、豊かな住生活を育むとともに多様化する居住ニーズに応えることを目的として、住宅政策の推進に取り組んでいます。

1 安全で快適な住まいづくり

(1) 現状

① 空き家対策

空き家等対策の推進に関する特別措置法が平成 27 年 5 月に施行されたことにより、市町には空き家等対策計画策定やこれに基づく対策の実施が努力義務とされたため、県は市町に必要な支援を行っています。

② 住宅セーフティネットへの取組

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律が平成 29 年 10 月に一部改正施行されたことにより、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（以下、「セーフティネット住宅」という。）の登録推進に取り組んでいます。

(2) 取組方針

① 空き家対策

空き家等対策計画策定予定の市町に対する必要な助言や支援を行うとともに、策定期間が未定の市町には早期策定を促します。また、空き家除却事業や空き家活用事業を進める市町の支援を行います。

② 住宅セーフティネットへの取組

セーフティネット住宅の登録促進に向け、制度の普及に取り組むとともに、市や社会福祉協議会、不動産関係団体、居住支援法人等と連携した住宅確保要配慮者の居住支援活動に取り組めます。

(3) 令和 2 年度の主な取組

① 空き家対策

- ・ 空き家に関する連絡会議を開催するなどし、取組事例等の情報提供のほか、不動産関係団体と市町との情報共有の場づくりを行います。
- ・ 耐震性のない空き家住宅の除却に対する補助並びに今年度創設した特定空き家等の除却に係る略式代執行及び空き家を活用する移住者に対する改修補助を行う市町に対して、財政支援を行います。

② 住宅セーフティネットへの取組

- ・ 居住支援連絡会の事務局として、居住支援フォーラムを開催するとともに、会員各市が行う住宅相談会の開催を支援します。
- ・ セーフティネット住宅の登録を普及させるため、民間賃貸住宅を管理する事業者の研修会や、宅建取引士、宅建事業者向けの講習会等の機会をとらえ、制度周知を図っていきます。

2 県営住宅の管理

(1) 現状

① 入居状況

59 団地（279 棟、管理戸数 4,023 戸）中、入居可能戸数は 3,424 戸、そのうち入居中の戸数は 2,410 戸（入居率 70.4%）となっています（令和 2 年 4 月 1 日現在）。

② 維持管理

- ・新規建設や建替えではなく、既設住宅を最大限活用し、既存県営住宅の長寿命化のための外壁改修やバリアフリー化等住戸内改善により居住環境の向上を図っています。
 - ・公営住宅法に定める耐用年限を超過し老朽化した県営住宅については、改善事業は行わず、空き住棟になり次第、除却等を進めています。
 - ・平成 18 年 4 月から指定管理者制度を導入しています。
 - 北勢ブロック : 鈴鹿亀山不動産事業協同組合
 - 中勢伊賀ブロック : 伊賀南部不動産事業協同組合
 - 南勢ブロック : 三重県南勢地区管理事業共同体
 - 東紀州ブロック : 三重県南勢地区管理事業共同体
- ※いずれも指定期間は令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間

(2) 取組方針

- ・入居者資格や連帯保証人の要件の緩和、住環境整備等により、入居者の増加に取り組めます。
- ・「三重県公営住宅等長寿命化計画」（令和 2 年度～令和 12 年度）に基づき、外壁や屋上等の改修及びバリアフリー化等の住戸内改善を計画的に推進します。
- ・耐用年限を超えるなど老朽化が著しい県営住宅については、統廃合に向けた取組を進めます。

(3) 令和 2 年度の主な取組

① 入居者の増加に向けた取組

令和 2 年 7 月 1 日からは需要の多い単身入居可能住戸に係る要件の緩和を行うなど、入居者ニーズを踏まえた取組を進めます。

② 維持管理

- ・長寿命化等の対策として 3 団地 3 棟（笹川団地、千里団地、一身田団地）で外壁改修などの工事を、4 団地 4 棟（川成団地、笹川団地、白塚団地、千里団地）で次年度以降施工予定の設計を行います。
- ・入居者が退去し空き住棟となった老朽化住宅の解体工事や次年度以降解体予定の設計を行います。

三重県 県営住宅位置図

(令和2年4月1日現在)

桑名市	団地名	所在地	管理戸数
	森忠	森忠	23
	川成	矢田	56
桑名建設事務所管内 (2団地)			79

鈴鹿市	団地名	所在地	管理戸数
	高岡山社の郷	高岡台4丁目	135
	十宮	十宮4丁目	25
	桜島	桜島5丁目	200
亀山市	鹿島	北鹿島町	16
鈴鹿建設事務所管内 (4団地)			376

菟野町	団地名	所在地	管理戸数
	大羽根	大羽根	10
川越町	豊田一色	豊田一色	34
四日市市	高見ヒルズ	市場町	60
	あこず	赤水町	166
	河原田	河原田町	72
	高花平	高花平5丁目	24
	笹川	笹川9丁目	366
	笹川第2	笹川3丁目	88
	泊山	泊村	6
四日市建設事務所管内 (9団地)			826

伊賀市	団地名	所在地	管理戸数
	依那具	依那具	16
	カーサ上野	ゆめが丘2丁目	80
	荒木	荒木	113
	清水ヶ谷	緑ヶ丘中町	8
	服部	服部町向上川原	56
	木根	長田字寺垣内	8
名張市	蔵持	蔵持芝出	24
伊賀建設事務所管内 (7団地)			305

津市	団地名	所在地	管理戸数
	千里	千里ヶ丘	474
	サンシャイン千里	千里ヶ丘	97 (3)
	白塚	白塚町白池	200
	一身田	一身田町	388
	江戸橋	江戸橋2丁目	108
	島崎	島崎町	24
	パールハイツ西丸之内	西丸之内	34
	神戸	神戸	88
	船頭町	船頭町	60
	半田	半田高松	26
	結城	大字津興	120
	野村	久居野村町	10
	新町	久居新町	48
	ミレニ北口	久居北口町	24
津建設事務所管内(特公賃は外数)(14団地)			1701 (3)

松阪市	団地名	所在地	管理戸数
	エスベラント末広	末広町2丁目	68 (2)
	大黒田	五月町	48
	粥田	田村町をこそ	88
	五反田	五反田町2丁目	40
	宝塚	宝塚町	28
	上川	上川新田	44
	上川第2	上川登り立ち	88
	和屋	和屋町字鏡田	56
松阪建設事務所管内(特公賃は外数)(8団地)			460 (2)

鳥羽市	団地名	所在地	管理戸数
	安楽島	安楽島町	8
	堅神	堅神	6
志摩建設事務所管内 (2団地)			14

尾鷲市	団地名	所在地	管理戸数
	泉	中井浦字泉	16
	垣ノ内	南浦小川西町	6
	古江	古江町宮の浜	16
尾鷲建設事務所管内 (3団地)			38

伊勢市	団地名	所在地	管理戸数
	城田	栗野町	31
	辻久留	辻久留3丁目	20
	清水谷	辻久留3丁目	16
	旭	旭町	20
	西豊浜	西豊浜町	24
	五十鈴川	二見町西	24
伊勢建設事務所管内 (6団地)			135

熊野市	団地名	所在地	管理戸数
	井戸	井戸町字乗須	16
	井土	井戸町字井之上	16
	久生屋	久生屋字姥前	16
御浜町	オレンジハイツ御浜	下市木	36
熊野建設事務所管内 (4団地)			84

※特定公共賃貸住宅(県営住宅に併置)		
住宅名	所在地	管理戸数
サンシャイン千里	津市河芸町千里ヶ丘	3
エスベラント末広	松阪市末広町2丁目	2
特公賃計		5

	管理戸数合計	団地数合計
県営住宅	4018	59
特定公共賃貸住宅	5	
合計	4023	59